

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和3年那智勝浦町議会第1回定例会)

令和3年3月9日  
9時30分 開 議  
於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	5
日程第4	報告第1号 専決処分(令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8号))した事件の承認について	11
日程第5	議案第13号 紀南環境広域施設組合規約の変更について	17
日程第6	議案第14号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例	18
日程第7	発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第8	議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	20
日程第9	議案第16号 那智勝浦町犯罪被害者等支援条例	21
日程第10	議案第17号 那智勝浦町議会議員及び那智勝浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	22
日程第11	議案第18号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例	27
日程第12	議案第19号 那智勝浦町長寿社会づくり委員会設置に関する条例の一部を改正する条例	28
日程第13	議案第20号 那智勝浦町介護保険条例の全部を改正する条例	29
日程第14	議案第21号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	33
日程第15	議案第22号 那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	38
日程第16	議案第23号 那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例	41
日程第17	議案第24号 那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	42
日程第18	議案第25号 那智勝浦町中小企業・小規模企業振興基本条例	44
日程第19	議案第26号 那智勝浦町自転車駐車場条例の一部を改正する条例	47
日程第20	議案第27号 那智勝浦町消防団条例の全部を改正する条例	48

日程第21	議案第28号	那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例	49
日程第22	議案第29号	那智勝浦町長期総合計画の策定について	51
日程第23	議案第30号	令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）	60
日程第24	議案第31号	令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）	68
日程第25	議案第32号	令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第3号）	69
日程第26	議案第33号	令和2年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）	71
日程第27	議案第34号	令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号）	72
日程第28	議案第35号	令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）	74
日程第29	議案第36号	那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について	76
日程第30	議案第37号	防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の変更について	77
日程第31	議案第38号	消防・防災センター用地造成（2号調整池）工事請負契約の変更について	78
日程第32	議案第39号	財産の取得について	79
日程第33	議案第40号	権利の放棄について	80
日程第34	議案第41号	監査委員の選任について	81
日程第35	発議第2号	那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則	82

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子
11番	森本隆夫	12番	亀井二三男

3. 会議録署名議員の氏名

2番	東信介	3番	曾根和仁
----	-----	----	------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	堀順一郎	副町長	矢熊義人
教育長	岡田秀洋	消防長	湯川辰也
総務課長	塩崎圭祐	教育次長	田中逸雄
会計管理者	三隅祐治	病院事務長	下康之
税務課長	網野宏行	住民課長	在仲靖二

福祉課長 榎本直子  
農林水産課長 西 眞 宏  
水道課長 村上 茂

観光企画課長 佐古成生  
建設課長 楠本 定  
総務課副課長 仲 紀彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 寺本尚史  
事務局主任 青木徳之  
事務局副主査 北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和3年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

2番東信介君、3番曾根和仁君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

12番亀井君。

○議会運営委員長（亀井二三男君） それでは、議会運営委員会の協議結果について報告します。

去る3月2日に委員会を開催しております。本定例会に付議すべき事件は42件です。内訳ですが、専決処分1件、当初予算12件、規約の変更1件、条例制定3件、条例の改正12件、計画の策定1件、補正予算6件、指定管理者の指定1件、工事請負契約の変更2件、財産の取得、権利の放棄、監査委員の選任がそれぞれ1件となっております。

会期は、本日3月9日から3月22日までの14日間を予定しております。本会議7日、委員会3日、純休会4日となります。

それでは、別紙、議事予定表を御覧ください。

[議事予定表朗読]

なお、追加議案は今のところ予定ありません。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月22日までの14日間  
したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から3月22日までの14日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） おはようございます。

本日、令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ、御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ち、町政報告を行います。

まずは、新型コロナウイルス感染症関連についてでございます。11都府県に発令されておりました緊急事態宣言につきましては、2月末で関西を含む6府県が解除となりましたが、首都圏の1都3県では3月21日まで延期となりました。新宮保健所管内におきましては、年初めに感染の確認はございましたが、感染の拡大にはつながりませんでした。これも、町民の皆さん方や事業者の皆さん方の感染拡大防止の取組によるものであり、心から御礼を申し上げる次第でございます。

コロナ禍で地域経済が非常に厳しい状況にあり、令和2年度も様々な支援事業を実施してまいりましたが、政府の地方創生臨時交付金等も有効に活用するなど、新年度も地域経済を支える施策を進めてまいります。

次に、主要産業の関連の報告でございます。

令和2年の観光客数は、宿泊客が22万8,303人、対前年比38%の減、日帰り客は60万4,415人で対前年比39%の減と極めて大幅な減少となりました。昨年1月に国内で新型コロナウイルスが確認されて以降、宿泊のキャンセルが相次ぎ、非常に深刻な状況でございました。

その後、G o T o トラベルキャンペーンが実施をされ、9月には宿泊が対前年を上回るなど、持ち直した時期もございましたが、年末からのG o T o トラベルキャンペーンの停止により、再度苦しい状況となりました。1月、2月の緊急事態宣言の再発令など、宿泊等、大変厳しい状況となっております。

また、水産関係におきましては、令和2年の管内3漁協及び勝浦市場の水揚げ量は8,341トン、金額は56億8,428万円で、数量、金額とも前年を下回りました。特に、マグロはえ縄漁では水揚げ量は昨年比2,401トン、23%の減、金額は21億1,979円、28%の減と、金額、数量とも大幅な減少となりました。こちらも新型コロナウイルス感染症の影響による、特に大都市圏での飲食店の休業や時短営業等、経済活動の停滞が影響したものと考えられております。

次に、本議会に提案しております議件の概要について御説明申し上げます。

本議会に提案しております議件は42件でございます。当初予算が12件、専決処分の報告が1件、規約の変更が1件、条例制定が3件、条例改正が12件、計画の策定が1件、補正予算が6件、指定管理者の指定が1件、工事請負契約の変更が2件、財産の取得、権利の放棄、監査委員の選任がそれぞれ1件でございます。

初めに、議案第1号から議案第12号の令和3年度予算案の大要について御説明を申し上げます。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額につきましては165億7,943万8,000円で、令和2年度の予算総額177億5,047万円に対し、11億7,103万2,000円、6.6%の減となっております。

一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ79億8,700万円をお願いするものでございます。対前年比7億3,200万円、8.4%の減となっております。

歳入の主たる財源につきましては、町税及び地方交付税、国庫支出金、地方債で、また基金の取崩しによる繰入れを行います。

地方交付税につきましては31億円を計上しており、前年度と比較し1億円、3.3%の増となっております。

国庫支出金につきましては13億3,307万円を計上してございまして、前年と比較しまして1億4,344万円、12.1%の増となっております。

町税につきましては、対前年比2,016万円、1.4%増の14億1,239万円の見込みを計上してございます。町民税や固定資産税で減収を見込んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に徴収猶予した固定資産税が令和3年度の歳入となるため、全体としては前年比増となるものでございます。今後も、歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

さて、令和3年度当初予算につきましては、特に子ども・子育て支援に重点を置き、防災・減災対策、新型コロナウイルス感染症感染防止対策、産業経済対策を引き続き行う編成となっております。

子ども・子育て支援につきましては、人員の配置等、体制の強化を行い、新たな少子化対策、子育て世代支援として、赤ちゃん誕生祝い金、高校生の通学補助、子どもインフルエンザ予防接種費用助成等の事業を開始をいたします。

赤ちゃん誕生祝い金につきましては、町内在住の世帯に子供が生まれた場合に祝い金を支給いたします。

高校生の通学補助につきましては、町内在住の中学生・高校生が、町外の中学校・高等学校へ通うために要する費用を補助をいたします。

子どもインフルエンザ予防接種費用助成につきましては、18歳までの子供がインフルエンザワクチンを接種する際に補助をいたします。子育て世代を経済的に支援することで、少子化対策につなげてまいりたいと考えてございます。

ほかにも子供の健やかな成長を図るため、地域おこし企業人交流プログラムにより、3大都市圏に本社機能を有する企業から職員の派遣を受入れ、その知見やノウハウを生かして子供の体力増進等に取り組む事業を実施をいたします。また、そのノウハウを高齢者の体力低下防止や多世代間の交流促進にも生かしてまいります。

続いて、防災・減災対策でございます。

今年は紀伊半島大水害や東日本大震災から10年となります。

防災・減災対策を進めるとともに、豪雨災害や大地震、大津波災害を決して風化させることがないように、改めて啓発等の推進が必要であると考えてございます。

防災・減災対策につきましては、現在、宇久井地内及び天満地内へ津波避難タワーを、体育文化会館の屋上に避難できる外階段の設置工事を進めてきたところでございます。また、用地造成工事を進めておりました消防署・防災センターの移設・新設につきましては、4月から本体工事に取りかかり、令和4年3月末の竣工に向け建設工事を進めます。さらに、勝浦小学校第2グラウンドの敷地造成工事につきましては、春休み期間中に大勝浦側の進入路の整備を行い、夏休み期間に敷地のかさ上げの工事を行ってまいります。

現状、町内には大災害の避難場所や仮設住宅等の用地となる浸水域外の高台用地が極めて少ない状況でございますので、串本太地道路の工事や公共工事の残土等を利用し、できる限り用地造成を進めてまいります。

近い将来発生すると言われていた、南海トラフ等に係る地震や大津波が発生した際、大きな被害が予想されておりますが、被災後、迅速に復旧・復興を行うための方針等を事前に計画する復興計画事前策定を行います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とワクチン接種についてでございます。

新年度も避難準備情報等が発令された際、避難所での3密を防ぐため、宿泊施設の協力を得て宿泊施設を避難所として活用させていただき、感染予防を図ります。同時に、宿泊施設の空き部屋を有効利用できるものと考えてございます。この仕組みを持続的なものとするために、今年度は利用される方には2,000円を御負担をいただき、残りを町が宿泊施設に支払い、支援いたします。昨年度は、町内18か所の宿泊施設に御協力をいただいております。今年度もお願いをする予定でございます。

新型コロナウイルスに関するワクチン接種につきましては、国の方針により、まず医療従事者に対して接種が行われ、次に65歳以上の高齢者に、そして65歳未満の基礎疾患を有する方々等の順で順次接種が行われる予定となっております。

医療従事者の接種につきましては、県が主体となって接種が行われまして、町立温泉病院の医師、看護師等の200名と、那智勝浦町及び太地町の開業医、薬剤師、救急隊員等の約300名の、合計500名が町立温泉病院で接種を行う予定でございます。来週には、町立温泉病院の医師、看護師から接種をしていく予定でございます。

町民の方々への接種準備につきましては、ワクチン接種対策室を設置をし、情報収集を行っ

ており、先日、集団接種の会場となる体育文化会館で会場の設営訓練を行い、3月5日には相談窓口を開設をいたしました。4月2日には本番を想定した訓練を実施しまして、手順等の確認を行い、スムーズに接種を進める準備を行ってまいります。65歳以上の高齢者の接種は、4月後半から開始する予定となっております。一人でも多くの国民に新型コロナウイルスワクチンの接種が進み、集団免疫を獲得することが、日常を取り戻す第一歩とされておりますので、迅速かつ適切に接種を進めると同時に、ワクチン接種に関する町民の皆様方の疑問や不安に応えるため、相談窓口や広報により不安解消に努めてまいります。

続いて、観光関連の施策でございます。

令和2年4月に一般社団法人那智勝浦観光機構を設立し、活動を開始いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で活動が制限され、厳しい船出となりましたが、昨年10月には観光庁の観光地域づくり候補法人として登録をされ、今後は正式な登録法人を目指して活躍を進めてまいります。

また、観光庁の新型コロナウイルス感染症対策事業の誘客多角化に関する実証事業に、大変競争率が高い中、観光機構の専門人材のノウハウにより採択をされました。今後も観光庁等の様々な補助制度を活用し、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

令和3年度につきましては、観光戦略に基づく事業展開と、観光地域づくり法人登録のための町内の各種データ収集を行ってまいります。

今、町内の経済は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、大変大きなダメージを受けておりました。今後とも状況を見極めながら、観光・商工施策の経済対策を行えるよう準備してまいります。

また、移住・定住促進といたしまして、町内の空き家等を長期に借り上げてリフォームし、移住者に賃貸することにより、移住促進につなげていきたいと考えてございます。併せて、空き家対策としても資することと考えてございます。

さらに、民間小型ロケット射場からのロケット第1号の打ち上げが令和3年度中に予定をされてございます。射場から至近距離である旧浦神小学校を見学場とするため、新年度は最低限の安全対策の整備工事と、和歌山県・串本町と本町が中心となり、周辺の交通渋滞対策やイベント運営を行うスペースポート紀伊周辺地域協議会に加入を行います。そのため、本予算には整備に係る費用と協議会運営に係る費用を計上させていただいているところでございます。

今年度で開催される事業、イベントにつきましては、東京2020オリンピック聖火リレーが4月9日に実施をされます。4月17日には、さわかみオペラ in 南紀勝浦生まぐる市場コンサートを開催をいたします。勝浦地方卸売市場を会場といたしまして、まぐる市場でのオペラコンサートというユニークな事業を通じまして、町の文化振興はもとより、全国や世界に向けて観光や生マグロの情報発信につなげてまいります。

7月31日から8月6日まで第45回全国高等学校総合文化祭、紀の国わかやま総文2021が開催をされ、本町では体育文化会館におきまして、7月31日から8月4日の間に将棋部門・囲碁部門が開催をされる予定でございます。



同じく、10月30日から開催されます第36回国民文化祭・わかやま2021、第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会、いわゆる紀の国わかやま文化祭2021が開催をされ、本町では体育文化会館を会場として、11月3日に八咫鳥シンポジウムを、そして11月13、14日に通常の町展に加えまして那智の滝などの町の景勝地をテーマとした作品を展示するなどいたします。

次に、特別会計でございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付・国民健康保険事業費納付金など総額24億6,131万円を計上してございます。

平成30年度より財政運営の責任主体が和歌山県となりまして、決定された国民健康保険事業費納付金を和歌山県に納付することとなっております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など総額4億9,028万円を計上いたしております。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生への貸与を継続をし、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区の特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上しております。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額21億698万円を計上してございます。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、配水管布設替工事などを進め、より一層の安全・安心な給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、和歌山県地域医療構想や新宮保健医療圏において求められる医療機能を考慮した診療提供体制の下、病院を運営するための予算編成となっております。地域住民の皆様方に信頼される安全・安心な医療を提供することを基本方針に、よりよい医療の提供に努めてまいります。

以上が令和3年度予算の大要でございます。

引き続き、報告第1号から御説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、令和2年度一般会計補正予算について、専決処分の承認をお願いするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制を早期に確保するための事業費と、2月1日から2月7日にかけて実施をされましたまぐろ・くじら満喫体験フェスタへの補助金が主なものとなっております。

議案第13号の紀南環境広域施設組合理約の変更につきましては、組合事務所の住所について、規約の改正を行うものでございます。

議案第14号の町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の期末手当を一般職に準じて引き下げる改正を行うものでございます。

議案第15号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、55歳を超える職員の昇給を停止する改正を行うものでございます。

議案第16号の犯罪被害者等支援条例につきましては、町民の方々が犯罪被害に遭った場合、

一日でも早く平穏な生活を取り戻せるよう支援するため、条例を制定するものでございます。

議案第17号の那智勝浦町議会議員及び那智勝浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきましては、誰もが立候補しやすい環境を醸成するため、条例を制定するものでございます。

議案第18号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義部分の字句を改めるものでございます。

議案第19号の長寿社会づくり委員会設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現行制度に則した内容に改めるものでございます。

議案第20号の介護保険条例の全部を改正する条例につきましては、介護保険料率の改定や市町村特別給付の創設に伴い、全部改正を行うものでございます。

議案第21号の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例から、議案第24号の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までは、国の居宅基準等の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。

議案第25号の中小企業・小規模企業振興基本条例につきましては、小規模企業振興基本法の理念にのっとり、中小企業・小規模事業者への効果的な支援を行い、町民生活の向上及び地域社会の活性化のため、条例を制定するものでございます。

議案第26号の自転車駐車場条例の一部を改正する条例につきましては、紀伊勝浦駅裏の駐輪場に関する改正を行うものでございます。

議案第27号の消防団条例の全部を改正する条例につきましては、消防本部や消防団を退職した者をOB団員として任用する機能別消防団員制度の導入に係る改正に当たり、現行に即した内容とするため、全部改正をするものでございます。

議案第28号の火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、省令の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第29号の長期総合計画の策定につきましては、新たに第10次となる長期総合計画を定めるものでございます。

議案第30号は令和2年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ2億2,796万円を増額をし、予算総額を129億1,846万4,000円とするものでございます。主なものといたしましては、事業費確定に伴う防災行政無線デジタル化整備工事の減額、天満公民館整備工事費の計上などの補正をお願いするものでございます。

議案第31号から議案第35号は国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、育英奨学金貸与事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計、町立温泉病院事業会計に係る令和2年度補正予算でございます。実績見込みや財源変更等による補正が主な内容でございます。

議案第36号の円満地公園の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号の防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の変更につきましては、当該工事請負契約について変更契約を実施いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号の消防・防災センター用地造成（2号調整池）工事請負契約の変更につきましては、当該工事請負契約について変更契約を実施いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号の財産の取得につきましては、避難所用空調機器と発電機の購入について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号の権利の放棄につきましては、破産手続終結の決定により、回収不能となったため権利の放棄について議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号につきましては、監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました42件の概要でございます。その詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分（令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第1号専決処分（令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第1号について御説明申し上げます。

報告第1号専決処分（令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけています。

専決処分書のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月29日に専決処分を行いました。

次の1ページをお願いいたします。

令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ946万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億9,050万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款15国庫支出金の補正で、歳入合計は補正前の額126億8,103万9,000円、補正額946万5,000円、計126億9,050万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費及び款6商工費の歳出合計は補正前の額、補正額、合計額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額946万5,000円でございます。

5ページの歳出、補正額の財源内訳は、全額が国県支出金でございます。

6ページをお願いします。

2、歳入、福祉課の関係につきまして御説明させていただきます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節4新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金646万5,000円は、ワクチン接種体制確保事業についての補助金でございます。令和2年第4回定例会におきまして、ワクチン接種体制を迅速かつ適切に実施するため、必要経費を計上いたしました。追加費用が必要となったため補助を受けるものでございます。補助率は10分の10でございます。

次の7ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費646万5,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業における事業費でございます。第4回定例会では、システム改修と住民の方への案内文書や予診票、接種券などの個別通知発送準備費用をお願いいたしましたが、その後の国の通知や検討によりまして、3月から相談窓口の設置や、4月からの集団接種に必要な物品の確保が早急に必要となったため増額したものでございます。節1報酬52万3,000円は、3月5日から設置いたしましたワクチン接種相談窓口で対応いたします保健師3名1か月分の報酬でございます。ワクチン接種に係る各種問合せや相談業務に従事しています。節4共済費及び節8旅費につきましては、保健師3名1か月分の社会保険料及び交通費でございます。節10需用費、説明欄記載の消耗品費は、住民の方への集団接種通知はがきや集団接種会場で使用する医療物品の購入に係るものでございます。印刷製本費につきましては、接種券に同封する予定の案内文書を当初は自前で用意する予定でございましたが、より分かりやすいものとするため、業者に印刷依頼するため増額するものでございます。節11役務費は、相談窓口に係る電話料でございます。節12委託料は、275万2,000円の増額でございます。接種券作成業務委託は、接種券の作成から封詰めまでの作業を委託するものでございます。次の予防接種用端末導入業務委託は、相談窓口における問合せや予約、接種管理などに必要な端末3台の導入業務を委託するものでございます。ネットワーク構築業務委託は、集団接種会場である体育文化

会館でシステムが使用できるよう、ネットワークを構築するための委託料でございます。節13使用料及び賃借料は、コピー機借上料1か月分でございます。節17備品購入費133万円は、ワクチンを保管するための薬用保冷庫、集団接種会場入り口で使用するサーモグラフィーカメラ及び簡易ベッドでございます。

9ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節7新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金300万円につきましては、歳出で御説明いたしますまぐろ・くじら満喫体験フェスタ事業補助金の財源といたしまして国から受け入れるものでございます。

次に、8ページをお願いします。

歳出でございます。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節18負担金、補助及び交付金300万円につきましては、まぐろ・くじら満喫体験フェスタ事業補助金でございます。

詳細につきましては、配付資料報告第1号専決処分（令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した事件の承認について、観光企画課関係資料を御覧ください。

資料の1、実施主体から4の事業概要についてですが、本年2月1日から7日にかけて実施されましたまぐろ・くじら満喫体験フェスタ事業につきましては、役場、観光企画課が事務局を担い、実施主体は那智勝浦町をはじめ、太地町、南紀くろしお商工会、那智勝浦観光機構、温泉旅館組合、民宿組合、和歌山県などの各種団体で実行委員会を組織し、実施してございます。マグロと鯨の生活文化価値を複合させ、より魅力的な回遊環境を創出し、滞在型観光の実践的な取組を図ることを目的としており、モニタークーポンガイドを制作し、行政域を超えた交通、体験学習、飲食・物販等の誘客促進を図るとともに、お客様の評価を収集するものでございます。

資料5の事業費でございます。

この事業を実施するに当たりましては、国のほうから100%の補助を受け、実施する予定で事業を組立て、上限の2,000万円で申請を行いました。資料では、5の事業費を記載しております表のうち、申請時のところでございます。このような内容で申請を行いました。応募数がかかなり多かったので、事業採択はされましたが、国からの内示額が2割削減の1,600万円でございます。なお、この1,600万円につきましては実行委員会として受け入れるものでございますので、町の予算には計上されてございません。

資料の内示後の予算のところですが、国のほうから2割削減の1,600万円の内示を受け、事業費を組み直し、圧縮して内示額の範囲で実施しようと計画をしましたが、年末のG o T o

トラベルの停止、年明けの緊急事態宣言の発令と、幅広く観光客の皆様に周知、来町いただくことができなくなりました。緊急事態宣言後、この事業自体については中止も含め検討いただきましたが、範囲を小さくし、和歌山県内、特に地元を含め近隣市町村の方に御利用いただき、地元商店の経済支援も兼ねて実施しようと決定いたしました。ただ、地元を中心に利用いただくと、飲食・物販に係る費用が足りなくなることが見込まれました。資料の専決後の部分ですが、飲食・物販促進に係る費用を町の新型コロナウイルス関連の経済支援として町のほうから実行委員会に対し補助し、この事業を実施することといたしました。本来であれば、事前に議員の皆様へ御相談申し上げ、御審議いただくべきであると重々認識してございます。誠に申し訳ございません。今後はこのようなことのないよう努めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） まぐろ・くじら満喫体験フェスタの300万円のところの事業の詳細の1枚物のことで1点質問したいんですが、事業効果検証という大分下のほうなんですけども、102万5,000円をアンケートの分析ということで使っているんですが、本来でしたらこの効果が当初の観光客ではなくて地元の商店に対する効果があったというのは非常によかったというのは私も聞いているんですが、この分析なんですが、実際、実行委員会ですとか窓口になった役場が自らやるべきじゃないんでしょうか。どこかに委託ですね、100万円というのは。だから、何でこんなにかかったのかなあと。自分たちでできないのかという。どこに頼んだのかというところはちょっと疑問に思ったんですが、この102万5,000円のことでちょっとお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 事業に係る効果検証に係るところでございます。

今回、クーポンを発行するに当たりまして、クーポンを使用していただいた方にアンケート調査を実施しております。その集計、それから分析につきましては、観光機構の専門人材のほうで集計、分析を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 観光機構にお願いしなくても、実行組合さんや観光企画課にも職員がおるんですから、そこでやらないと自分たちのものにならないんじゃないかと思います。

それと、この分析なんですが、今回、当初予定していたような観光客の使用というよりも主に町民の使用が多かったんで、分析しても今後の将来の観光に生かせるような結果は出ないと思うんですね。だから、そもそも今回アンケートを分析する価値があるのかなというところですね。だから、本来分析すべきなのは、いろんな反省点があったと言いますが、何で今回そういうオーバーしたのか。それとあと、クーポン券についてもかなり地元の方が使われたとい

うことで、若干目的から逸脱しかねないような使用方法もあったというのが耳に入っていると  
思いますが、そういうクーポン券は有効なんですけど、今後こういう同じ事業をやるときには  
もっと厳格なルールを作らないといけないと思います。そこら辺を実行委員会の皆さんや観光  
企画課が検証すべきであって、甚だ僕は疑問です。これ、もう専決で出たんで反対しないで  
すけど、普通に予算で出たらいかなものかと反対したいぐらいなんですけどね。だから、そう  
いう意味で本来使うべきじゃないかと、もう一回ちょっと質問です。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） クーポンに関してでございますけども、議員御指摘のとおり本来  
はこういった形ではなくて、当初の事業計画では県外の観光客の方にたくさん来ていただいて  
那智勝浦町の観光資源、マグロ・鯨を中心に体験していただくという予定でございました。し  
かしながら、途中で緊急事態宣言であるとかGo To トラベルの停止等がありまして、こ  
のような形で地元を中心に楽しんでいただく、経済効果も含めてやるというふうな事業に変更  
してございます。御指摘のとおり、クーポンの使用の在り方、1人1枚であるとか、対象の商  
品等もクーポンには記載しておりましたけども、なかなかルールどおり使用されなかったとい  
ったところも聞こえてございます。また、地元の方にそういったアンケート調査をして、果た  
してそれが効果があるのかといったところも、今後こういった事業をする際は十分検討して進  
めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 先ほどの効果検証ですけども、私のほう、観光機構のほうでとい  
うことで申し上げましたが、失礼いたしました。民間のほうに委託をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 今の言い直しはちょっと腑に落ちんですけど、観光機構と言うて、今度  
は民間と言うて、実際どこに委託したのかということをもう一回聞きたいので、自分で100万  
円もかけなくてもできるでしょということもあえて言いたいですよ。何でそんなに。だか  
ら、実行委員会はどうも民間のところへ頼んでないみたいなので、役場が100万円でやってく  
れって頼んだのか、民間のほうやらせてくれと言うてきたんか、どっちですか。最後の質  
問。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） こちらはアンケートの集計、アンケートの数も膨大な量になりま  
すので、いわゆる時間的な余裕もないということから、民間のほうにこちらのほうから委託を  
したというところでございます。アンケート結果の分析であったりレポートの作成、こうい  
った内容で委託してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） どこに頼んだんだっけ。

〔観光企画課長佐古成生君「会社名ですか」と呼ぶ〕

うん。どういうところに。

観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 具体的な会社名を申し上げますと、インターセッションという専門の委託業者ということになります。こちらは事務局を観光企画課が担っておりますので、事務局、それから実行委員会の委員である観光機構と相談した上で委託したと、そういった経緯でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 今回のこの事業なんですけども、委託先、できれば町内というのは難しいと思うんですけど、なかなか業者さんもないと思うんですけど、できるだけ地元の近いところの業者さんを活用するようにすべきかと思うんですけども、このクーポンガイドの作成とか、先ほどの事業効果の検証の会社、これはどこの会社なのか。それから、プロモーション経費というのはこれもどこかへ委託したのかどうか。そこらあたりをちょっと教えていただきたいです。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 事業の委託先に関する御質問でございます。

この事業に関しましては、クーポンガイドの作成であったり、それから広報の関係、それからアンケート結果の分析等、なかなか地元の業者さんではそういった業務を請け負っていただけないというところで、主には町外、県内であったり、県外の事業者さんもいらっしゃるんですけども、そういったところに委託をしたというところでございます。

あと、今後につきましてはできるだけ町内の事業者さんで請け負っていただけるような、そういった作業がある場合はできるだけ地元の業者さんに発注をお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時31分 休憩

10時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 今、議場のベルが誤動作により鳴ってしまいました。おわび申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第13号 紀南環境広域施設組合規約の変更について

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第13号紀南環境広域施設組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第13号について御説明いたします。

〔議案第13号朗読〕

今回の改正につきましては、紀南広域施設組合の最終処分場が3月末で完成し、組合事務所が移転することに伴い、事務所の一部を「田辺市元町2291番地の6」から「田辺市稲成町2670番地」に改めるものでございます。

附則。この規約は、令和3年5月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第14号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する  
条例

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第14号町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第14号について御説明申し上げます。

〔議案第14号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、令和2年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告に伴う一般職の給与改定に準じ、町長、副町長及び教育長の期末手当について、6月、12月の年間2回の支給率をそれぞれ0.25月分引き下げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長より発議第1号を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君）

〔発議第1号朗読〕

ページをめくっていただきたいと思います。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第4条の2は、期末手当について定めたものです。

第4条の2第1項中「100分の145」を「100分の142.5」に改める。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 提案理由を申し上げます。

令和2年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告により一般職の職員の期末手当について、令和3年度から6月期と12月期の2回の期末手当で合わせて0.05か月分引下げとなるよう改めたことを踏まえ、議員の期末手当についても6月期と12月期で合わせて0.05か月分の引下げとなるように改正するものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第15号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第15号について御説明申し上げます。

〔議案第15号朗読〕

本町の職員の給与の昇給につきましては、4号給を標準としておりますが、55歳を超える職員については2号給に抑制しているところでございます。今回の改正につきましては、本町の55歳を超える職員の昇給の基準につきまして、勤務成績が標準である場合は国家公務員に準じて昇給を行わないこととするものでございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表をつけてございますので、そちらを御覧願います。

第10条は、昇給の基準について規定しており、その第2項を改めるものでございます。第1項では、1年間における勤務成績が良好な職員については、昇給の号給数を4号給とすることを標準とする旨定めておりますが、第2項において、55歳を超える職員については一般よりも抑制し、2号給を標準とする旨規定してございます。これを今回改正し、55歳を超える職員についての昇給は、その者の勤務成績が特に優秀である場合、または標準より優秀である場合に限り行うものとし、これにより標準的な勤務成績の55歳を超える職員の昇給は行わないこととなります。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第16号 那智勝浦町犯罪被害者等支援条例

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第16号那智勝浦町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第16号について御説明申し上げます。

〔議案第16号朗読〕

関係資料をつけてございますので、そちらを御覧願います。

犯罪被害者等基本法が平成17年4月に施行され、犯罪等に巻き込まれて苦しんでいる犯罪被害者やその家族、遺族の方々は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有しており、再び平穏な生活を営めるまでの間、国、県、市町村、関係団体が連携協力し、途切れることなく支援を行うこととされてございます。犯罪被害者やその家族、遺族の方々が一日でも早く日常生活に戻るためには、経済的支援をはじめとした支援を充実させるための施策が必要であり、その基本的施策を定めた本条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、各条文等の下に四角で囲った部分に記載してございます。

まず、第1条でございます。

目的といたしまして、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定め、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復を図ることを目的としてございます。

続きまして、第4条を御覧願います。

基本理念といたしまして、前条の基本理念にのっとり、関係機関と連携し、犯罪被害者等の支援を実施するものと定めてございます。

第5条では、町民の責務といたしまして、基本理念にのっとり、配慮や協力を努めるものと定めてございます。

第6条につきましては、町が行うべき対応について定めており、町は犯罪被害者等からの相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行うこととしてございます。

第7条でございます。

犯罪被害者等への見舞金の支給について定めており、規則で定める基準により見舞金を支給できることとしてございます。規則で定める基準につきましては、死亡の場合、御遺族に30万円、全治1か月以上の傷害の場合、10万円を予定してございます。

第8条をお願いいたします。

こちら第8条では、犯罪被害者等の住居の確保について定めており、従前の住居に住むことができないような場合には、町営住宅の入居について配慮するものでございます。

そして、最後に附則でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものとし、見舞金の対象等につきましては、施行日以降の犯罪等に係るものを対象とする旨定めてございます。

なお、他市町村等の条例の制定状況でございますが、令和2年10月時点で37都道府県、570市町村で制定されてございます。和歌山県内におきましては、和歌山県が平成31年3月に制定し、4月1日より施行されてございます。市町村につきましては、2つの市町が制定済みとなっております。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第17号 那智勝浦町議会議員及び那智勝浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第17号那智勝浦町議会議員及び那智勝浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課副課長仲君。

○総務課副課長（仲 紀彦君） 議案第17号について御説明いたします。

〔議案第17号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例でございます。

説明のほうは、添付しております資料のほうで説明をさせていただきます。

関係資料1と関係資料2がございます。

まず、関係資料1のほうから御覧ください。

初めに、本条例の概要についてですが、公職選挙法の一部改正に伴い、町の選挙における選挙費用について公費負担制度を適用するため、本条例を制定するものでございます。立候補に係る環境整備を目的として、市と同様に選挙公営を拡大するものでございます。公費負担の対象となる具体的な選挙費用は3点ございまして、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成となっております。

本条例では、それぞれの費用に係る公費負担額やその支払い手続、公費負担制度を利用するに当たって、関係業者との有償契約が必要であること等について定めるものとなっております。

本条例は、第1条から第12条までとなっております。

第1条は趣旨について、第2条から第5条までは選挙運動用自動車の使用について、第6条から第8条までは選挙運動用ビラの作成について、第9条から第11条までは選挙運動用ポスターの作成について、それぞれ公費負担制度について定めるものでございます。

それでは、第2条から御覧ください。

第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担としまして、選挙運動用自動車に係る候補者1人当たりの限度額を定めるもので、1日当たり6万4,500円に対象日数を乗じて得た金額の範囲内とし、無料で使用できると定めるものとなっております。ただし、供託物が没収されない場合に限るとしており、この供託物の規定は、ビラの作成及びポスターの作成においても同様となっております。

次のページをお願いします。

第3条では、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出としまして、公費負担制度を利用するに当たり、関係業者との有償契約の締結が必要であることや、契約した旨の選挙管理委員会への届出が必要であることについて定めるものでございます。なお、第7条の選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出及び第10条の選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出も同様の趣旨となりますので、第7条と第10条の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、第4条をお願いします。

第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続としまして、契約方法で異なる具体的な公費負担額やその支払い手続について定めるものでございます。具体的な公費負担額につきましては、別紙の関係資料2で説明をさせていただきます。そちらのほうを御覧ください。

公費負担の上限額について一覧表にしてございます。

まず、表外の上のところを御覧ください。選挙運動の公費負担制度は、上限額の範囲内で実

費分を交付することを基本とするとしてございます。表の見出し、項目の列、選挙運動用自動車の使用のところを御覧ください。

まず、自動車の使用に関し、公費負担の対象となる費用についてですが、自動車の借入れ代、燃料代、運転手代の3点となります。契約方式についてですが、2パターンございます。

1つは、一般運送契約、これはハイヤー方式とも言うんですけども、これはハイヤー業者と契約する場合があります。もう一つは、そのハイヤー業者以外のレンタカー業者や燃料供給業者、知人等との個別契約の場合となります。前者については第4号の第1号で、後者については第4号の第2号にて具体的に定めてございます。

まず、第4条第1号の一般運送規約の場合について、1日、これは1台に限ります。6万4,500円の上限額に、選挙期間の日数5日に乗じて得た金額32万2,500円の範囲内とするものでございます。これはハイヤー方式のため、車の借入れ代、燃料代、運転手代込みの金額となります。包括的な契約となります。

第4条第2号では、一般運送契約以外の契約、個別契約の場合について、アからウまでのそれぞれの個別契約について基づくものとなってございます。

まず、アの自動車の借入れ契約についてですが、1日当たり1台に限り1万5,800円の上限額に5日に乗じて得た金額7万9,000円の範囲内とするものでございます。

続きまして、イの燃料の供給契約についてです。この契約については、アとウにおける上限額の設定とは異なります。1日当たり上限額ではなく、7,560円に5日に乗じて得た金額3万7,800円を上限額としております。これは対象期間内での上限額となりますので、7,560円は1日の上限額とは限らないということになります。

続きまして、ウの運転手の雇用契約についてですが、1日当たり1名に限り1万2,500円の上限額に5日に乗じて得た金額6万2,500円の範囲内とするものでございます。

なお、支払い方法としましては、町が関係業者からの請求に基づき、当該業者に直接支払うものと定めてございます。さらに、この支払い方法はビラの作成及びポスターの作成においても同様となります。

それでは、関係資料1のほうに戻ってください。

3ページの下段、第5条をお願いします。

第5条では、選挙運動用自動車の使用の契約の指定としまして、同一日に前条第1号の一般運送契約と第2号の個別契約のいずれも締結されている場合は、いずれか一方の契約に適用すると定めているものでございます。

次のページをお願いします。

第6条を御覧ください。

第6条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担としまして選挙運動用ビラに係る限度額を定めるもので、第8条に規定する1枚当たりの上限単価に作成枚数を乗じて得た金額の範囲内とし、無料で作成することができると定めるものでございます。

第7条は省略をさせていただきます。



第8条をお願いします。

第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続としまして、具体的な公費負担額やその支払い手続について定めるものでございます。

再度、関係資料2を御覧ください。

表の中段、選挙運動用ビラの作成のところを御覧ください。

選挙運動用ビラの作成に当たっては、1枚当たりの作成単価7円51銭に、作成枚数を乗じて得た金額とするもので、議員選挙では1,600枚を乗じて1万2,016円、町長選挙では5,000枚を乗じて3万7,550円を上限とするものでございます。

なお、作成枚数の上限1,600枚、5,000枚は、公職選挙法で定められた枚数となっております。

関係資料1のほうに戻ってください。

4ページの下段、第9条をお願いします。

第9条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担としまして選挙運動用ポスターに係る限度額を定めるもので、第11条に規定する1枚当たりの上限単価に作成枚数を乗じて得た金額の範囲内とし、無料で作成することができるものと定めるものでございます。

第10条は省略をさせていただきます。

第11条をお願いします。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続としまして、具体的な公費負担額やその支払い手続について定めるものでございます。

再度、関係資料2を御覧ください。

表の下段、選挙運動用ポスターの作成のところを御覧ください。

選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価につきましては、当該市町村のポスター掲示場の箇所数によって異なってきます。なお、本町は154か所となっております。作成単価の算出方法ですが、525円6銭に154か所を乗じ、31万500円を加算したものを154か所で除して算出します。その結果、1枚当たりの作成単価は2,542円となります。その2,542円に154枚を乗じて得た金額39万1,468円の範囲内とするものでございます。

関係資料1のほうに戻ってください。

5ページの下段、第12条をお願いします。

第12条では、委任としまして、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定めるとしてございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） ちょっとお伺いします。

これは公費負担制度ということで、選挙運動に係るのにポスター等を公費で負担するということですが、この自動車の使用についての契約等々あります。この中で、自動車の借り上げとか運転手の借り上げ契約等は分かるんですけど、イの燃料の供給契約というのはどういう方法で。例えば、今まででしたらただガソリンスタンドへ行って減った分だけ入れるとかというんですけど、そんなときにもどういう方法が認められるのか、それが1点です。

それから、これは公費負担制度ですけど、公職選挙法ではこれ以外にも改正されるところが出てくると思うんですけども、今後、出てくる中でこういったもの、もし今日でも可決されたら今後こういった、有権者の方々に言うか、被選挙権のある方々に広報できる時期がどんなふうなのか、日程的に。来年なら、例えば町長選挙がありますよね。そういったときに、候補者説明会でただ単にそこでするのかという点と、それから今の公費以外で変わってくるというのは、特に議会議員選挙では供託金も出てきますよね。そういったものも踏まえて、今後、広報していかなければ、このままでやったら供託金も何もうたっていないで、ついこのままで行けるのか、みんな公費でしてくれるのかというような形もありますんで、そういった広報と、もうあと一年ちょっとでしかないんで、そういったところをお聞かせください。

○議長（荒尾典男君） 総務課副課長仲君。

○総務課副課長（仲 紀彦君） お答えします。

まず、公費負担制度を利用するに当たって、燃料の供給に関する、こういった形になるのかということでございます。

燃料供給契約につきましては、一般運送契約以外の個別契約となります。具体的な相手方としましてはガソリンスタンドになってくるんですけども、当然契約を交わしていただくということになりますし、選挙期間中に何度かガソリンスタンドで給油されることが想定されますが、そのときは給油伝票を必ず置いていただくということになります。そういった手続については、規則のほうでまた決めていく予定なんですけども、そういった契約届出書、契約書の写しをつけてとか、燃料供給であれば当然供給伝票の写しなり原本でも結構ですけども、そういったものが必要になってきますので、その辺はまた周知させていただきたいと思います。

そしてまた、もう一点、広報についてということでございます。

こういう形でというのは具体的にはまだ決めてないんですけども、条例御可決をいただきましたら、早速広報のほうでまず広報紙を使って広報したいなと思っております。それだけで終わるのではなしに、やっぱり選挙前にも再度させていただきたいと思っておりますし、またその中に当然供託金の話なんかも入れさせていただきたいと思っております。当然、そういった形でたくさんの方に町議会に参画していただけるような体制、そういう広報に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解よろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 分かりました。そういった形の中で、伝票で代わるのはそういったも

ので代わると思うんですけど、契約ということになりますと今回初めてになりますので、各事業者さんでもそういう契約書を持ってないところもありますね。これは市販の契約書が通用するのかなのか。それとも、選管のほうでひな形、こういう契約書でやってくださいという契約書があるかどうか。でなければ、契約するといってもまた契約書の様式等を作成せなあかん。その手間とかいろいろな形が出てきますんで、そういった対応も十分検討していただけるのかなのかどうか、その点だけお願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課副課長仲君。

○総務課副課長（仲 紀彦君） 契約に関することでございます。

確かに、まず契約書の書式についてですけども、一応指定する様式はないということになっています。契約の内容としましては、契約相手、契約期間、契約金額、燃料等であれば車のナンバーであったりというのが必要になってきます。ただ、議員おっしゃいますように、確かに業者の方もちょっと戸惑うのかなあと思いますので、僕もちょっと調べたんですけども、他市町村で契約書のひな形というのがございますので、それがちょっと分かりやすいものになりますので、その辺ちょっと検討いたしまして、うちでもそれをひな形にするのかなのかどうか、その辺もちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第18号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第18号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第18号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する条文中の文言の改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

右側の改正前の下線部分で引用しておりました、新型インフルエンザ等特別対策措置法附則第1条の2が法改正により削除され、新型インフルエンザ等と規定されたことに伴い、左側の改正後の下線部分のとおり、新型コロナウイルス感染症を規定するものでございます。

なお、この改正による傷病手当金の取扱いについては変更ございません。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第19号 那智勝浦町長寿社会づくり委員会設置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第19号那智勝浦町長寿社会づくり委員会設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第19号那智勝浦町長寿社会づくり委員会設置に関する条例の一部

を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、本町の長寿社会対策施策を充実し、豊かで健やかな長寿社会を実現するため設置いたしております長寿社会づくり委員会について規定するものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、新旧対照表と関係資料を添付しています。

説明は関係資料のほうで行いますので、関係資料を御覧ください。

那智勝浦町長寿社会づくり委員会設置に関する条例（平成5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「21世紀の高齢社会に向けて、」を削る。第1条は、既に21世紀を迎えたことに伴い、「21世紀の高齢社会に向けて、」の文言を削除するものでございます。

第2条は、那智勝浦町長寿社会づくり委員会が所掌する事務について定めたものでございます。旧条例の規定中「那智勝浦町老人保健福祉計画」は、現行制度では「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」として策定されるものでございますので、現行制度に対応した規定となるよう改正を行います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第20号 那智勝浦町介護保険条例の全部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第20号那智勝浦町介護保険条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第20号那智勝浦町介護保険条例の全部を改正する条例について御説明申し上げます。

那智勝浦町介護保険条例（平成12年条例第10号）の全部を別紙のとおり改正する。

この条例は、本町が行う介護保険事業について法で定めるもののほか、保険給付や介護保険料について定めるものでございます。

今回、市町村特別給付の創設や保険料の改定に伴う所要の改正を行うに当たり、条例全体の構成を見直す必要が生じたため、全部改正を行うものでございます。

次のページに、改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、関係資料1及び2を添付しております。

説明は関係資料で行いますので、まず関係資料1を御覧ください。

那智勝浦町介護保険条例の全部改正について。

今回の全部改正についての概要でございます。

1、改正の趣旨でございます。

令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画における新しい保険料率の設定及び紙おむつ給付費支給事業を市町村特別給付とするために必要な規定を行うとともに、介護保険法及び介護保険法施行令等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行います。

また、これらの整備を行うに当たって、条例全体の構成を整理する必要が生じたため、全部改正を行うものでございます。

2、施行日。

令和3年4月1日より施行するものでございます。

3、市町村特別給付の創設。

紙おむつ給付費支給事業は、現在、家族介護者支援事業として実施していますが、このたび事業を大幅に見直し、市町村独自の保険給付として実施することを予定しております。新条例第2条において、当該給付を行うため、法に基づく規定を行うものでございます。

見直しの内容は、一番下の表のとおりでございます。

改正前では、1人世帯の方は利用できなく、不公平感があつたことから、対象者、「家族介護者」を「本人」といたします。介護度は、改正前、改正後ともに要介護1以上でございます。また、改正前は本人及び家族の世帯全員が所得税非課税の所得制限がありましたが、幅広く被保険者の方が給付を受けられるよう所得制限をなくします。

次のページをお願いします。

4、介護保険料の改正でございます。

介護保険料は、介護保険法で介護サービス費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を公費と被保険者の保険料で半分ずつ負担するよう定められております。3年を1期といたします介護保険事業計画で、第8期に必要となる給付費総額を見込み、介護保険料を設定したもので

ございます。基準額の改正前の額は、年額7万1,244円でございます。改正後の第8期の基準額は、年額156円増額の7万1,400円、月額5,950円とするものでございます。

また、第1段階から第3段階の保険料につきましては、消費税10%の増額によりまして公費による負担軽減がされており、年額は2段書きのうち、下の段の金額となります。

次に、関係資料2をお願いいたします。

枠線で囲んでいる部分が説明となります。

関係資料2でございます。

那智勝浦町介護保険条例の全部改正について。

本条例は、国が示す介護保険条例参考例を基に作成したものであります。旧条例から規定されている町独自の規定については、下線部のほうで記載しており、踏襲しております。

第2条でございます。

第2条は、令和3年度から紙おむつ給付費を新たに保険給付として位置づけるため、介護保険法第62条の規定に基づき、条例で定めるものであります。支給に関して必要な事項は、別途規則で定めることとしております。

なお、旧条例第1条の2は、要支援認定者が居宅において介護予防サービスを利用する際の限度額を国基準と同等とすることを定めるものでございました。この場合においては、特段条例に定める必要がないことから、今回は削ることとしております。

次のページをお願いいたします。

第3条は介護保険料率を定めており、第2項以降では低所得者への負担軽減措置として読替えを行っております。

なお、保険料の端数処理については、新条例ではあらかじめ100円未満の端数を切り捨てた後の金額を定めるため、端数処理に関する規定は削ることとしております。

次の3ページをお願いいたします。

第4条は、介護保険料の普通徴収に係る納期について定めるものであります。なお、特別徴収については、介護保険法等に定めがあるため、条例には定めておりません。

4ページをお願いします。

第5条は、賦課期日後の資格取得や資格喪失等があったときの保険料の月割りについて定めるものであります。なお、この場合において、保険料額に100円未満の端数が生じる可能性があるため、第4項に端数処理の規定を置いております。

第6条は、普通徴収の場合の仮徴収について定めるものであります。本町は、普通徴収において仮徴収を行うため、この定めが必要となっております。

5ページをお願いします。

第7条は、前条の仮徴収において、保険料額が前年の2分の1未満となると認められる際の当該額の修正について定めるものでございます。

第8条は、納付通知書の送付について定めております。

第9条は、督促手数料額について定めるものでございます。

第10条は、普通徴収に係る延滞金について定めるものであります。参考例では、算定について詳細を定めておりますが、本町では延滞金の算定を町税条例と同等としていることから、第2項のとおり定めるものでございます。

なお、延滞金の算定については、町税条例にその割合が定められておりますが、算定の際の端数処理については地方税法が引用されていることから、旧条例において「準用する」とされていたものは、「例による」と定めることとしております。

次の6ページ、お願いします。

第11条は、保険料の徴収猶予について定めるものであります。参考例では、普通徴収のみ徴収猶予を行うと定めておりますが、特別徴収についても徴収猶予の対象とするため、第1項の下線部のとおり定めることとします。また、第1項第5号に町独自の要件を定めております。

徴収猶予の申請について、個人番号の記載を求めるため、第2項第1号にその旨を定めております。

7ページをお願いします。

第12条は、保険料の減免について定めるものであります。参考例では、普通徴収のみを対象とする徴収猶予と区別するため、その要件を各号に定めておりますが、当該要件は徴収猶予と同じ規定であります。本町は、徴収猶予と減免の対象者を同じとしているため、第1項において前条を引用するよう定めております。

また、第4項では、やむを得ない理由がある場合は、納期限後の申請を認めることとするため、町独自の規定を置いています。

第13条は、保険料の算定に当たっての所得金額等の申請について定めるものであります。当該申告については、前段において介護保険用のものを求めますが、後段において町民税申告等の代用を認めることとしております。

8ページをお願いします。

第4章は罰則について定めるものであり、その内容は旧条例を踏襲しております。

附則といたしまして、施行期日、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。

附則第2条は、全部改正による経過措置について定めるものであります。

次のページ、附則第3条は、国の法改正により、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の規定が削除されたことに伴い、下線部の定義規定の文言を変更しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 今回、介護保険条例のほうで改正されて、紙おむつ給付事業、充実、受けられやすくなるというのはすごいええことやと思うんですけども、県の指導もあるのかなあと思いますが、市町村特別給付、こちらになると介護保険のほうで100%になってしまいます



ので、保険料の額がこの分高くなるのかなあとと思うんですけども、件数でもあると思うんですけど、これらの影響をどのように見られているかお伺いをいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 市町村特別給付の保険料への影響についての御質問でございます。

今回、市町村特別給付を導入するに当たりましては、第1号保険料負担額、月額といたしまして232円増額の予定でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第21号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第21号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第21号について御説明いたします。

議案第21号について御説明いたします前に、議案第21号から議案第24号までは同じ内容の条例改正となっておりますので、その概要につきまして初めに御説明いたします。

議案第21号の一番最後についております、議案第21号、第22号、第23号、第24号の関係資料を御覧ください。

議案第21号から議案第24号までの改正は、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたことから、影響を受ける本町条例について所要の改正を行うものでございます。

令和3年4月1日からの施行でございます。

なお、指定基準は国の省令に沿って条例で定めることとされているため、今回の改正内容は、国の省令改正と同じ内容となっております。

本町での改正が必要な条例は、議案第21号から議案第24号までの4条例でございます。

主な改正内容は、資料記載のとおり、1、人員配置の緩和。

管理者の他職種との兼務要件等を緩和する。

2、ユニットの定員緩和。

施設におけるユニットの定員を10人から最大15人まで拡大可能とする。

3、感染症対策等の強化。

①感染症対策を目的とした委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務づける。

②感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、訓練等の実施を義務づける。

4、利用者処遇の向上。

①認知症についての研修受講。

無資格の従事者に認知症介護基礎研修の受講を義務づける。

②虐待防止のための措置。

虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選任を義務づける。

裏面をお願いします。

③ハラスメント防止のための措置。

従事者に対するパワハラ、セクハラ等を防止するための措置を義務づける。

④事故防止。

事故防止のための安全対策担当者の選任を義務づける。

この内容でございます。

そのほか、省令改正に準じまして条項等のずれ、条文の整理を行っております。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

次のページに、用語について説明をつけております。

それでは、議案第21号について御説明いたしますので、議案にお戻りください。

那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

この条例は、介護保険法の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

次のページに、改正する条例を記載しております。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しております。

説明は関係資料でいたしますので、関係資料をお願いいたします。

那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次につきましては、雑則の追加に伴う章の追加及び繰下げによるものです。

第3条第3項は、利用者の人権擁護、虐待防止の措置を義務づけるものです。附則第2条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第3条第4項は、介護関連データの活用を推奨するものです。

第6条から第40条の2までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての改正であります。

第6条第5項は、併設施設等の職員をオペレーターとの兼務を可能とすることに伴い、規定の整備を行うものです。

第31条中第8号は、虐待防止のための措置に関する事項を追加するものです。

第32条第5項は、ハラスメント防止のための措置を追加するものです。

第32条の2は、感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、訓練等の実施を義務づけるものです。附則第3条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

3ページをお願いします。

第33条第3項は、感染症対策を目的とした委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務づけるものです。附則第4条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第34条第2項は、運営規程等の掲示を見直すもので、閲覧可能な形で据え置くことを可能とするものでございます。

第39条第1項は、会議や多職種連携におけるテレビ電話等のICTの活用を認めるものです。

次のページをお願いします。

第40条の2は、虐待防止の措置を義務づけるものです。附則第2条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

5ページをお願いします。

第47条から第59条までは、夜間対応型訪問介護についての改正であります。この条文以降、虐待防止やハラスメント対策、感染症対策など、これまで説明いたしました改正と同内容の説明は割愛させていただきます。

第47条は、利用者の処遇に支障がない場合において、オペレーターを併設施設等の職員や随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務することを可能とするものです。

次のページをお願いします。

第56条は、オペレーターの配置基準等について、複数の事業所間での通報の受付の集約化、他の訪問介護事業所等への事業の一部を委託することを可能とするものです。

第57条第2項は、サービス付き高齢者向け住宅等における適切なサービスの提供の確保を行うものです。

第59条の12から第59条の20までは、地域密着型通所介護についての改正であります。

次のページをお願いします。

第59条の13第3項は、認知症介護基礎研修の受講を義務づけるものです。附則第5条におい

て、3年の経過措置期間を設けることとしております。

1つ飛びまして、第59条の15第2項は、地域と連携した災害への対応の強化を規定するものです。

9ページをお願いします。

第59条の34から第59条の38までは、療養通所介護についての改正であります。同じ内容の改正でございます。

2つ飛びまして、第64条から第66条までは、共用型認知症対応型通所介護についての改正です。

第64条第1項は、管理者の配置基準の緩和に伴い、規定の整備を行うものでございます。

第65条第2項は、計画作成担当者の配置基準の緩和に伴い、規定の整備を行うものです。

10ページをお願いします。

第66条第1項は、管理者の配置基準の緩和を規定するものです。

第73条から第80条までは、認知症対応型通所介護についての改正です。同じ内容の改正となっております。

1つ飛びまして、第82条から第108条までは、小規模多機能型居宅介護についての改正であります。

第82条第6項は、人員配置基準の見直しを図るものです。

第83条第3項は、管理者要件の緩和に伴い、規定の整備を行うものです。

11ページをお願いします。

一番下の第101条第2項は、過疎地域等におけるサービス提供の確保を行うものでございます。

12ページをお願いします。

第110条から第128条までは、認知症対応型共同生活介護についての改正であります。

第110条第1項は、認知症グループホームの夜間職員体制の見直しを行うものでございます。

13ページをお願いします。

第110条第5項及び第9項は、計画作成担当者の配置基準の緩和を図るものです。

第111条第2項は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことができることを可能とするものです。

1つ飛びまして、第117条第8項は、業務効率化の観点から、自己評価を運営推進会議に報告し、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから第三者に外部評価を受けることとするものです。

15ページをお願いします。

第138条から第149条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護についての同内容の改正であります。

17ページをお願いします。

第151条から第177条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての条例改正でございます。

第151条は、人員配置基準の見直しを行うものです。

一番下の第163条の2は、栄養ケアマネジメントの充実を図るものです。附則第8条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

18ページをお願いします。

第163条の3は、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めるものです。附則第9条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

19ページをお願いします。

一番下、第180条から第189条まではユニット型地域密着型介護老人福祉施設についての条例改正です。

第180条第1項は、1ユニットの定員を、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとし、ユニット型個室的多床室について、新たに設置することを禁止するものでございます。

21ページをお願いします。

上から2つ目の枠です。

第191条から第202条までは、看護小規模多機能型居宅介護についての改正であります。

22ページをお願いします。

附則でございます。

施行期日、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。

第2条以下は、経過措置について規定しています。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第22号 那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第22号那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第22号那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、介護保険法の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものでございます。

今回の改正につきましては、議案第21号と同様に国の省令が公布されましたことから所要の改正を行い、令和3年4月1日から施行するものです。

次のページに、改正する条例を記載しております。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しております。

説明は関係資料でいたしますので、関係資料をお願いします。

那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次につきましては、雑則の追加に伴う章の追加及び繰下げによるものです。

第3条第3項は、利用者の人権擁護、虐待防止の措置を義務づけるものです。附則第2条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第3条第4項は、介護関連データの活用を推奨するものです。

第8条から第10条までは、共用型介護予防認知症対応型通所介護についての改正です。

第8条第1項は、本体施設・事業所の職務と併せて他の職務に従事することを可能とすることに伴い、規定の整備を行うものです。

第9条第2項は、介護支援専門員である計画作成担当者の配置基準を緩和することに伴い、規定の整備を行うものです。

次のページをお願いします。

第10条第1項は、管理者の配置基準を緩和するものです。

第27条から第39条までは、介護予防認知症対応型通所介護についての改正であります。

第28条第3項は、認知症についての研修受講を義務づけるものです。附則第5条において、3年間の経過措置期間を設けることとしております。

第28条第4項は、ハラスメント防止のための措置を追加するものです。

3ページをお願いします。

第28条の2は、感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、訓練等の実施を義務づけるものです。附則第3条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第30条第2項は、災害訓練の実施に当たっては、地域との連携を求めるものです。

4ページをお願いします。

第31条第2項は、感染症対策を目的とした委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務づけるものです。附則第4条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第32条第2項は、運営規程等の掲示を見直すもので、閲覧可能な形で据え置くことを可能とするものです。

第37条の2は、虐待防止の措置を義務づけるものです。附則第2条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第39条第1項は、会議や多職種連携におけるテレビ電話等のICTの活用を認めるものです。

第44条から第65条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護についての改正であります。

第44条第6項は、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と併設する場合において、管理者・介護職員の兼務を可能とすることに伴い、規定の整備を行うものです。

第45条第3項は、管理者の配置基準を緩和することに伴い、規定の項の繰下げを行うものです。

第49条は、会議や多職種連携におけるテレビ電話等のICTの活用を認めるものです。

第57条中第10号は、虐待防止のための措置に関する事項を追加するものです。

6ページをお願いします。

第58条第2項は、過疎地域等におけるサービス提供の確保を行うものです。

第65条は、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について、各条項の規定を準用するもので、今回の改正による規定及び用語の整備を行うものです。

次のページをお願いします。

第71条から第87条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護についての改正であります。

第71条第1項は、人員配置要件を緩和するものです。

第71条第5項及び第9項は、計画作成担当者の配置について、人員配置要件を緩和するものです。

第72条第2項は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことができることを可能とするものです。

8ページをお願いします。

第74条第1項は、経営の安定性の観点から、ユニット数についての基準を緩和するものです。

1つ飛びまして、第79条は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことができることを可能とすることに伴い、規定の整備を行うものです。

1つ飛びまして、第81条第3項は、認知症についての研修受講を義務づけるものです。附則第5条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第81条第4項は、ハラスメント防止のための措置を義務づけるものです。

第86条は、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について、各条項の規定を準用するもので、今回の改正による規定及び用語の整備を行うものです。

第87条第2項は、業務効率化の観点から、自己評価を運営推進会議に報告し、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることとするものです。

10ページをお願いします。

第91条第1項は、記録の保存等に係る見直しをするものです。

第91条第2項は、利用者等への説明・同意等に係る見直しでございます。

附則。施行期日、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。

第2条以下は、経過措置についての規定でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時05分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~



○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第23号 那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定  
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係  
る基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第23号那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運  
営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関す  
る条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第23号那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び  
に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例  
の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定介護予防支援事業指定に係る申請者の要件、  
指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効率  
的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち、基準該当介護予防支援の事業に関す  
る基準を定めるものでございます。

今回の改正は、議案第21号、第22号と同様に、国の改正が行われたことから所要の改正を行  
い、令和3年4月1日から施行するものでございます。

次のページに、改正する条例を記載しております。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しております。

関係資料をお願いいたします。

那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を  
次のように改正する。

目次につきましては、雑則の追加に伴う章の追加及び繰下げによるものです。

第2条第5項は、虐待防止の措置を義務づけるものです。附則第2条において、3年の経過  
措置期間を設けることとしております。

第2条第6項は、介護関連データの活用を推奨するものです。

第19条中第6号は、虐待防止のための措置に関する事項を追加するものです。

2ページをお願いします。

第20条第4項は、ハラスメント防止のための措置を追加するものです。

第20条の2は、感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、訓練等の実施を義務づ  
けるものです。附則第3条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第22条の2は、感染症対策を目的とした委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義  
務づけるものです。附則第4条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第23条第2項は、運営規程等の掲示を見直すもので、閲覧可能な形で据え置くことを可能とするものです。

第28条の2は、虐待防止の措置を義務づけるものです。附則第2条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第32条第9号は、会議におけるテレビ電話等のICTの活用を認めるものです。

4ページをお願いします。

第35条第1項は、記録の保存等に係る見直しをするものです。

第35条第2項は、利用者等への説明・同意等に係る見直しでございます。

附則でございます。

施行期日、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。

第2条以下は、経過措置について規定しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第24号 那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第24号那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第24号那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関

する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、介護保険法の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものでございます。

議案第21号から第23号と同様に、国の省令が公布されましたこと、また令和2年6月5日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されましたことから所要の改正を行い、令和3年4月1日から施行するものでございます。

次のページに、改正する条例を記載しております。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しております。

関係資料をお願いいたします。

第1条、那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次につきましては、条文を新たに追加することによるものです。

第3条第5項は、虐待防止の措置を義務づけるものです。附則第2条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第3条第6項は、介護関連データの活用を推奨するものです。

第6条第2項は、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合は、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするものです。

2ページをお願いします。

第7条第2項は、質の高いケアマネジメントを推進するため、利用者に各事業者の各サービスの利用割合などの説明をできるようにするものです。

第16条第9号は、会議におけるテレビ電話等のICTの活用を認めるものです。

第16条第18号の3は、生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応について規定するものです。

3ページをお願いします。

第21条中第6号は、虐待防止の措置を義務づけるものです。

第22条第4項は、ハラスメント防止のための措置を追加するものです。

第22条の2は、感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、訓練等の実施を義務づけるものです。附則第3条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

4ページをお願いいたします。

第24条の2は、感染症対策を目的とした委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務づけるものです。附則第4条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第25条第2項は、運営規程等の掲示を見直すもので、閲覧可能な形で据え置くことを可能とするものです。

第30条の2は、虐待防止の措置を義務づけるものです。附則第2条において、3年の経過措置期間を設けることとしております。

第30条の3は、人権擁護について規定しており、規定の整備により条を変更したものです。

第34条第1項は、記録の保存等に係る見直しをするものです。

第34条第2項は、利用者等への説明・同意等に係る見直しでございます。

6ページをお願いします。

第2条は、平成30年3月30日条例第27号の那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の改正附則における管理者に係る経過措置期間の延長を行うものでございます。

附則でございます。

施行期日、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。

ただし、第1条中、那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第18号の2の次に1号を加える改正規定、令和3年10月1日から、第2条の規定、公布の日から施行するものでございます。

第2条以下は、経過措置について規定しています。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第25号 那智勝浦町中小企業・小規模企業振興基本条例

○議長（荒尾典男君） 日程第18、議案第25号那智勝浦町中小企業・小規模企業振興基本条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 議案第25号那智勝浦町中小企業・小規模企業振興基本条例につき

まして御説明申し上げます。

まず、本条例の提案に至った経緯でございますが、国内の企業全体のうち、中小企業・小規模事業者の割合は99.7%、うち小規模事業者は84.9%を占め、日本経済において欠かすことのできない屋台骨となっております。

平成26年には、小規模企業振興基本法が施行され、都道府県、市町村、中小企業・小規模企業振興に関する条例を制定し、地方行政の中に中小企業・小規模事業者支援を明確に位置づけ、効果的な支援を行っていくことが極めて重要であるとの機運が高まっております。県内でも、県が小規模企業振興基本法の施行に先駆け、平成25年12月26日に和歌山県中小企業振興条例を施行し、紀北、紀中を中心とする11の市町村でも既に条例化されているところでございます。本町におきましても、南紀くろしお商工会、太地町と連携を図りながら協議を進め、このたび太地町とも足並みをそろえて本条例の制定に係る提案に至ったものでございます。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

まず、第1条につきましては、条例の目的を定めたものでございます。

中小企業・小規模企業、以下「中小企業等」と表現させていただきます。中小企業等の経営環境は厳しさを増し、人手不足や事業承継、後継者問題など、速やかな対応が求められる様々な課題が顕在化しています。本条例は、中小企業等の振興についての基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する基本的な施策を定めることにより、中小企業等に関する施策を総合かつ計画的に推進することで中小企業等の振興を図るとともに、最終的には地域経済の活性化と町民生活の向上に寄与することを目的とします。

第2条は、この条例における用語の定義を規定しています。

中小企業・小規模企業の定義は、中小企業基本法の規定による中小企業者としております。なお、同法の規定では、中小企業者の定義の範囲に小規模企業者も含まれています。中小企業庁が公表している2020年版小規模企業白書では、中小企業の中でも小規模企業は、より経営環境が厳しい状況にあるとの傾向や、人口密度が低い地域では、小規模事業者の存在感が相対的に大きいことが示されてございます。本条例では、中小企業の振興と併せて、小規模企業の振興を行う必要性を明確にするため、中小企業・小規模企業と表記しています。

第3条は、本条例の目的である中小企業等の振興を実現するための基本となる考え方を示したものです。中小企業基本法では、中小企業政策は中小企業者自らの努力を前提とし、この努力を助長する方向で支援することとあり、本条例においても、中小企業等の創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業等の成長及びその持続的発展が図られることを旨として振興施策を推進することを基本としています。

第4条は、中小企業基本法や小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、町の責務を示したものでございます。

第1項では、前条の基本理念に基づき、中小企業を取り巻く経済的、社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとしております。

第2項では、小規模企業振興基本法第7条の趣旨を踏まえ、中小企業等の振興に関する施策

について、町民の理解を深めるよう努めるものとしています。

第3項は、第1項に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしています。

第5条は、中小企業者等自身が努めるべき事項について規定しています。基本理念に規定されている中小企業等、自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県、その他関係機関との連携を図り、中小企業等の成長及びその持続的発展が図られることを主として推進することのおり、自主的な努力を基本としています。また、商工会への加入に努めるとともに、その事業活動への協力や地域活動への参画等を通じ、地域経済及び地域社会への貢献に努めるものとしています。

第6条は、商工会が町と並び中小企業等の意欲ある取組を後押しする最も身近な存在であり、特に厳密な連携が必要であることから、その役割について規定を設けるものです。

第7条は、地域における中小企業等の振興が、町民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することについて町民の理解と協力が不可欠であることから、その役割について規定を設けるものです。

第8条は、中小企業等の振興に向け、町が行う施策の基本的な方針を明らかにするものです。

町は、今後、この方針に基づき、施策を講ずるよう努めることとなります。

なお、具体的には、施策は町の長期総合計画に基づき、計画的に実施するとともに、総合計画のPDCAサイクルを通して施策の成果を評価検証し、社会的、経済的な状況の変化の実態把握に努め、見直しを行い、改善を図っていくものとします。

第9条は、条例の施行に関する事務手続や事務手順等を必要に応じて別に定めることを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

2番東君。

○2番（東 信介君） 他市町村というので、こういう基本条例ってつくってある。この中で、何かの目的でこういうものをつくられたのかなあとと思うんですけど、どういう趣旨があるのかなあと、その辺あれば教えて。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 既に、この条例を制定しております他市町村の経緯でございます。

これは本町の経緯、先ほど説明させていただきました本町の条例制定に向けた経緯とも重複しますが、国の法律であります小規模企業振興法におきまして、地方公共団体が経済的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに法律で明記されてございます。それを受けて、この条例の制定に至った、そういった経緯でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第26号 那智勝浦町自転車駐車場条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第19、議案第26号那智勝浦町自転車駐車場条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第26号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第26号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正は、町内の鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより町的美観を維持するとともに、自転車等利用者の利便を図るため、JR紀伊勝浦駅周辺の築地側と朝日側に駐輪場が設置されてございますが、朝日地内、紀伊勝浦駅西口にございます2か所のうち、朝日側から見て右側のJR沿いの排水路上に建設されました駐輪場、収容台数34台の屋根を支える銅製の柱が老朽化と著しい腐食のため倒壊の危険があり、また置かれている自転車も全て放置状態で美観も損ねていますことから、昨年11月に開催されました町政懇談会におきまして、地元区から廃止の要望がございました。それを受けまして、利用者を確認した結果、高校生のみ25名で、また新宮警察署に放置自転車の照会を行いましたところ、全て廃棄処分をすることができるものと判明しましたので、この1か所の利用を禁止し、第2条の表中、勝浦駅西口自転車駐車場の収容台数を「70台」から「36台」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第27号 那智勝浦町消防団条例の全部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第20、議案第27号那智勝浦町消防団条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第27号那智勝浦町消防団条例の全部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第27号朗読〕

次ページをお願いいたします。

災害等における消防団活動のサポート役として、元消防職団員で経験が5年以上ある者を機能別消防団員として令和3年度から採用するに当たり、退職報償金の掛金等に関する所要の改正と、併せて現行の内容と即さない条文及び字句の整理を行うために全部改正を行うものです。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

1ページの第1条から第3条におきましては、字句の整理をいたしています。

次に、2ページ目の第4条につきましては、第1項で消防団員の定数を、第2項では消防団員等公務災害補償等責任共済契約に係る掛金の額の算定に用いる団員数の明示を、第3項では消防団員退職報償金の掛金の額を算定するために、条例定数から機能別消防団員を控除することを定めるものです。



次に、第5条に消防団員の欠格事項と、次ページ、第7条に分限を新たに定めています。

第6条及び次ページの第8条から7ページの第14条までは、字句等の整理でございます。

第15条、公務災害補償及び第16条、退職報償金につきましては、現行それぞれが条例によって定まっていることから、各条例に則した字句等に整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 議案第28号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第21、議案第28号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第28号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第28号朗読〕

次ページをお願いいたします。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和2年8月27日に公布されたことにより、本町火災予防条例の一部を改正し、併せて字句等の整理を行うものです。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらで御説

明いたします。

1 ページ目をお願いします。

電気自動車の普及及び電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、全出力50キロワットを超える急速充電設備の需要の増加が予想されています。ただ、現行の基準では、急速充電設備は全出力20キロワット超50キロワット以下と定められており、50キロワットを超える急速充電設備は変電設備の規制対象となり、自動車等への充電を行うことが想定されておらず、電気自動車の運転手が自ら充電できないことなど、使用実態と合わない部分が生じるおそれがあることから、第11条の2第1項におきまして、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するものでございます。

次に、同項第1号では、同施設が外部からの火災により延焼の媒体となることを防止するための処置を定めるものでございます。

裏面をお願いします。

同項第13号から第16号では、同施設の全出力の上限拡大に伴い、火災予防上必要な措置を定めるものでございます。

3 ページをお願いします。

第44条におきまして、第10号以下を繰下げ、新たに第10号として全出力50キロワット以下のものを除く急速充電設備については、設置の届出を要することとしています。

これにより、1 ページ目をお願いします、第8条の3中4行目、第44条「第10号」を「第11号」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後の本町火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第29号 那智勝浦町長期総合計画の策定について

○議長（荒尾典男君） 日程第22、議案第29号那智勝浦町長期総合計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 議案第29号那智勝浦町長期総合計画の策定について御説明いたします。

那智勝浦町長期総合計画の策定について、説明に入ります前に、長期総合計画については、平成23年の地方自治法の改正により、策定の実施及び策定時に議会の議決を経るかどうかは自治体ごとの判断に委ねられていることとなっております。

本町におきましては、平成26年の第4回定例会にて御可決いただいた那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例では、長期総合計画の基本構想及び基本計画の策定等については、町議会の議決が必要となっております。こうした経緯もございまして、前計画である第9次長期総合計画につきましては、平成28年3月議会にて議決をいただいております。

それではまず、第10次長期総合計画の策定経過について御説明いたします。

第10次長期総合計画の策定に当たりまして、まず令和元年12月6日に町長から各団体の代表や町民の公募委員から構成されます長期総合計画審議会の意見をいただきたく諮問いたしました。長期総合計画審議会は、公募による委員2名、各種団体代表13名、町代表2名の17名で構成されております。長期総合計画審議会の皆様には、約2年間にわたり全体会である審議会を5回、総務、厚生、経済、建設部会の各専門部会をそれぞれ3回開催し、今後の那智勝浦町の在り方について慎重に御審議を重ねていただきました。令和2年12月には、審議を踏まえて策定しました素案に対するパブリックコメントを実施し、多くの町民の方から御意見をいただきました。最終的には、いただいたパブリックコメントの御意見も素案に反映し、令和3年1月29日に町長に第10次長期総合計画素案を答申いただきました。

それでは、第10次長期総合計画の内容につきまして御説明をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。

1ページから18ページまでは、計画策定の背景、施策体系等の序論となっております。19ページから74ページまでは基本計画、75ページ以降が資料編となっております。

それでは、2ページを御覧ください。

計画策定の背景でございますが、第9次長期総合計画が本年3月で終了を迎えるため、第9次長期総合計画まで推進してきた施策・事業を検証し、時代や社会の潮流に沿った形で磨き上げを行い、町民と行政とが手を携えて、共に町の明るい未来を築くことを目的に策定いたしま

した。

3ページを御覧ください。

第10次長期総合計画の位置づけでございます。

本町の全ての計画の指針となる最上位計画であり、地方創生の観点から実効性の高い計画とされる那智勝浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係が深いことから、第10次長期総合計画で示す基本指針ごとの達成指標や重点施策等については総合戦略との整合性を図るとともに、第10次長期総合計画の重点施策を総合戦略として毎年度評価・検証するものとします。

4ページを御覧ください。

長期総合計画の計画期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。また、将来像や基本指針を示す基本構想でございますが、平成28年から令和7年度までの10年間となっております。第9次長期総合計画の策定時から変更はございません。

続いて、14ページを御覧ください。

第10次長期総合計画を策定するに当たり実施しました町民意識調査等から、特に6つの課題が見えてまいりました。

1つ目ですが、近年、人口減少と少子・高齢化が顕著となっており、今後もその傾向が続くと予想されているため、子供を産み育てやすい環境づくりと、高齢者や障害者等の方々も暮らしやすい福祉施策の推進が必要です。

2つ目ですが、産業について、観光に関連する産業や医療・福祉の従業者が多くなっているため、このような産業を基軸とした施策の推進が求められます。

3つ目ですが、将来的な財政収支が厳しい状況であることを認識し、健全で持続可能な財政運営を行いつつ、様々な施策に積極的に取り組んでいく必要があります。

4つ目ですが、転入者や定住者が町で暮らそうと思う理由として、「自然環境がよい」の割合が高いため、移住・定住推進の視点として、自然環境をさらにPRしていく必要があります。

5つ目ですが、町民が思う施策の必要性について、南海トラフの津波・地震対策、雇用機会、商店街の活性化、農林水産業の後継者育成等、まちづくりの重要な方向性を示す施策についての必要性が高いことが分かりました。このため、まずは安心・安全に暮らせる地域づくりのため、地震・津波等への防災対策を推進するとともに、観光関連の産業を主軸とした雇用の創出、商業の活性化、本町の地域資源を生かす人材や後継者の育成にも力を注ぐ必要があります。

6つ目ですが、町民が思う町の将来像として、自然と共生する町、福祉の町、子育てしやすい町が上位となっております。また、本町の自慢として、自然、世界遺産、マグロ・海産物等が挙げられています。町の将来像を町民と共有しながら施策を着実に推進するためにも、本計画を通して町の将来像を示した上で施策を展開していく必要があります。

以上、6つの課題等を念頭に、15ページのとおり計画を貫く視点を新たに設定いたしました。

第10次長期総合計画では、住んでよかった、住み続けたい、住んでみたいと町民の方々に思っていただけよう、1、防災・減災対策の推進、2、福祉施策の充実、3、観光による活性化、この3点について、特に重点的に取り組んでまいります。

16ページ、17ページを御覧ください。

計画の施策体系でございますが、町の将来像である、着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦町の実現に向け、計画を貫く視点である、住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまちの実現と各基本指針及び施策展開を設定しております。

18ページを御覧ください。

今回、新たに国際的な共通目標となっておりますSDGsの視点を各基本指針に設定し、本町においてもSDGsに参画できる取組を推進することとしております。

それでは、19ページ以降の基本計画について御説明いたします。

基本計画の説明につきましては、基本指針ごとの概要を説明いたします。

20ページを御覧ください。

1、災害に強いまちづくりでは、防災・減災・消防に関する施策について記載しております。

施策展開としましては、1、災害に強い環境の整備、2、地域防災体制の強化、3、消防体制の整備の3つとなっております。地震・津波対策としては、とりわけ近年発生が予想される南海トラフ巨大地震等について、避難タワー整備や防災教育、自主防災組織の育成等、ハード・ソフト両面において様々な取組を推進してまいります。

もう一点の消防体制の整備では、こちらも消防施設や消防水利といったハード面と消防団員の育成や防火意識の高揚といったソフト、両面において様々な施策を推進してまいります。

また、今回新たに重点事業については星マークを記載しております。この星マークがついている重点事業は、15ページの計画を貫く視点の考え方を基に、各担当課が設定した事業となっております。

例えば21ページを御覧いただきますと、(3)地震・津波対策の推進の施策に星マークがついてございます。これら重点事業につきましては、全部で29事業を選定しており、毎年度、下位計画である総合戦略として進捗管理を実施してまいります。

次に、26ページを御覧ください。

今回から、新たに基本指針ごとに達成指標を設定してございます。

各基本指針には、達成指標として、今回実施しました町民意識調査の結果及び長期総合計画審議会の御意見を踏まえ、目標値を設定してございます。

達成指標の設定をする目的としては、2つございます。

まず1つ目は、町だけではなく、町民の方々から客観的な評価に基づき本町の取組を評価すること、2つ目は、各施策の取組を着実に進めることで町民の方々の満足度の向上を図ること、住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまちの実現、ひいては、着実に笑顔のまち那智勝浦町の実現に寄与する、この2点でございます。

1、災害に強いまちづくりでは、指標1、南海トラフ津波・地震対策に関する町民満足度、指標2として、消防・防火体制の整備に関する町民満足度、この2つを達成指標として設定してございます。

28ページを御覧ください。

Ⅱの快適で安心して暮らせるまちづくりでは、交通体系、都市基盤整備や環境衛生、そして防犯など、町民の安全に関する施策について記載しております。

施策展開としては、1、交通体系の整備、2、都市基盤の整備、3、環境衛生の推進、4、生活安全の推進の4つとなっております。

町の発展に欠かすことのできない幹線道路網の充実のほか、新クリーンセンターの建設をはじめとする安心・安全、快適を目指した生活環境の充実、そして地域循環共生圏の将来ビジョンに基づく取組の推進をはじめとする自然豊かな町並みを次世代に引き継ぐため、環境衛生の推進など、こちらが多岐にわたった施策を推進してまいります。

36ページ、37ページを御覧ください。

Ⅱ、快適で安心して暮らせるまちづくりでは、指標1、道路の整備に関する町民満足度、指標2、上下水道・合併浄化槽の整備に関する町民満足度、指標3、ごみ処理・資源循環利用対策に関する住民満足度、指標4、安全な町に関する町民満足度、以上の4つを達成指標として設定してございます。

38ページを御覧ください。

Ⅲ、活気ある産業で雇用が生まれるまちづくりでは、観光、農林水産、商工といった各種産業の振興等に関する施策について記載しております。

施策展開としては、1、観光業の振興、2、農林業の振興、3、水産業の振興、4、商工業の振興と雇用機会の創出、この4つとなっております。

各種産業振興につきましては、どの産業にも共通して言えることですが、町だけではなく、各種団体の共同や他産業との連携、後継者不足の解消、そして人材育成に積極的に取り組み、町の魅力アップや新たな雇用の創出につなげてまいります。また、本町の各種産業の特徴に併せて各種施策に取り組んでまいります。

続きまして、46、47ページを御覧ください。

Ⅲ、活気ある産業で雇用が生まれるまちづくりでは、指標1、観光PR活動に関する町民満足度、指標2、農林水産業の後継者育成に関する町民満足度、指標3、空き店舗の活用等による商店街の活性化に関する町民満足度、以上の3つを達成指標として設定してございます。

続きまして、48ページをお願いします。

Ⅳ、福祉が充実したまちづくりでは、あらゆる福祉に関する施策のほか、社会保障や保健衛生、医療に関する施策について記載してございます。

施策展開としましては、1、高齢者福祉の充実、2、子ども・子育て支援の充実、3、障がい児者支援と社会保障の充実、4、保健・医療の充実の4つとなっております。

近年、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域の中で親しい付き合いによりお互いに支え

合うという機能が失われつつあります。その結果、子育てや介護をしている人や障害がある人など、日常生活において何らかの支えが必要な人がストレスを感じたり、社会から孤立するという問題が生じてございます。社会福祉全般につきましては、そのような人々が気軽に相談できる体制づくりを構築するとともに、必要なときに必要な福祉サービスが受けられる環境・体制づくりに努めてまいります。

保健・医療につきましては、まずは町民の健康づくり、そして町立温泉病院の機能維持・充実に取り組んでまいります。

56、57ページを御覧ください。

IV、福祉が充実したまちづくりでは、指標1、高齢者のための福祉サービスに関する町民満足度、指標2、子育て支援体制に関する町民満足度、指標3、障がい児者のための福祉サービスに関する町民満足度、以上の3つを達成指標として設定してございます。

続きまして、58ページをお願いします。

Vの豊かな心と地域文化を大切にすまちづくりでは、学校教育、生涯学習、文化振興に関する施策について記載しております。

施策展開としましては、1、教育環境の充実、2、生涯学習の推進と人権意識の高揚、3、文化財保護・保存と文化振興の3つとなっております。

学校教育環境につきましては、自ら学び、自ら考え、行動できる力を身につけられる教育環境と、社会のグローバル化にも対応できる質の高い教育が受けられるよう取り組んでまいります。

生涯学習につきましては、生涯学習等が充実し、誰もがいつでも自由に学べるよう取り組んでまいります。

文化振興につきましては、歴史・文化・文化財に触れることにより、町を誇りに思う町民が育つよう、町文化協会と連携し、文化振興に取り組んでまいります。

64、65ページをお願いします。

V、豊かな心と地域文化を大切にすまちづくりでは、指標1、学校教育の充実や環境の整備に関する町民満足度、指標2、公民館活動や生涯学習・文化活動の充実に関する町民満足度、この2つを達成指標として設定してございます。

66ページをお願いします。

VI、みんなの知恵と力を結集したまちづくりでは、町民参加の実現、広報活動の充実、そして我々町行政に関する施策について記載してございます。

施策展開としましては、1、町民と対話する行政の推進、2、移住・定住の推進、3、行財政の効率化、4、広域連携の推進、この4つとなっております。

町民の方々に町政を正しく理解いただくことは、町広報紙をはじめとした広報活動の充実が不可欠であるため、多様化する情報伝達手段を駆使し、広報活動の充実に努めてまいります。

また、移住・定住につきましては、今まで住んでいた町民の方々に加え、移住・定住を推進し、新たな人々を迎えることで、持続可能な地域社会の形成を図るための施策に取り組んでま

います。

行財政の効率化につきましては、持続可能な行政運営を行うためにも、財政シミュレーションを実施するとともに、各種計画においてP D C Aサイクルを着実に実行することで効果的な行政運営に努めてまいります。

最後になりますが、広域連携の推進につきましては、現在加入している事務組合をはじめ、効率的な行政サービスが提供できるよう努めてまいります。

74ページを御覧ください。

VI、みんなの知恵と力を結集したまちづくりでは、指標1として、行政と住民の協働に関する町民満足度、指標2、今後も住み続ける予定の方のうち、住み続けるプラス恐らく住み続けるの回答割合、この2つを達成指標として設定しております。

75ページ以降は、資料編となっております。

基本計画の説明につきましては以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） すみません、ちょっと細かい点なんですけど、幾つかお願いします。

策定に当たって寄せられたパブリックコメントなんですが、町のホームページを見たところ52件あって、1人の人から重複するものもあるので14名の方から52件あったと。それで、実際に御意見を受けてこの計画に追加なり修正するというようなそういう優れた意見も中には8件あったということなんですけど、今回、パブリックコメントの件数は前回に比べて多かったのかどうかということですね。

それと、先ほど課長の説明あった3ページのところで、毎年、今度は評価・検証するということなので、そんなのはどういうところで発表していくのかという、検証結果を。内側で検証するんじゃなく、やっぱりそれをまた外部に何らかの形で報告なり発表もされるのかということ、それを2つ。

あと、ちょっと要望のような感じになるんですが、常々思うんですが、委員、17名ぐらいなんですが、どうしても充て職、そういう肩書のある方が多くて、一般公募とかが少ないんですけど、女性とかも少ないし若い方も少ない。若い方というたら町連Pの会長だとか、これはもう充て職なので、もうちょっと何かの形で若い世代なり、若くなくても構わないけど、一般のそういう意見のある方を拾えないのかなあという。公募でなかったら何らかの形で、学識経験という形で意見を持ってそうな人を町のほうで指名して拾っていくとか、あとはこういう代表者でも、福祉関係なんかはこれから大事なんだけど、福祉関係だともう社協の会長しか入ってないんですけど、やっぱり支え合いのまちづくりとやるんやったら福祉関係のそういう事業所の関係の人で女性だとか、あとはお医者さんなんかも入ってないですね。だから、そういう形でもうちょっと人数、増える分にはええと思うんですね。自分もちょっと以前やらせていただいた、あるんだけど、なかなか偉い人に交じって意見というのは言いにくいけど、でも参加することで町民として勉強にもなったので、そういう形でもうちょっと委員を増やしていくとい



うような努力をされたほうがいいのかなと思いますので、その辺、これは要望ということをお願いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） まず、パブリックコメントの関係でございます。

今回、14名、52件の方から御意見をいただいたところでございますが、前回の状況を申し上げますと、お一人の方から3件の御意見をいただいた、そういった状況でございます。

それと、続きまして、評価・検証の仕方についての御質問かと思えます。

まず、設定しました達成指標につきましては、町の総合戦略のほうにも位置づけてございます。長期総合計画につきましては5年のサイクルということでございますけども、総合戦略のほうは有識者の方に集まっていたいただいた会議において評価・検証をする、これは毎年実施するというところで予定してございます。

あと、委員につきましては、今回も有識者として女性の方には入っていただいておりますけども、委員の拡充といったことも今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔3番曾根和仁君「検証の発表はどういう形で」と呼ぶ〕

その評価の発表ですね。ホームページになるのか、広報紙になるのか、ちょっと今即答をしかねますので、後ほどまた確認して御報告させていただきます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） すみません、確認したいんですけど、9ページの財政見通しの財政シミュレーションの表があるでしょう。ここで、令和3年度で予算書と大きく違いがあるんですけど、今年の予算書と。決算になったときにこのような数字になっていくのか。長期総合計画の中に書かれているように、こっちのほう为正解になっていくんかよ。あまりにも差があるでしょう。地方債でも17億円ぐらいになってるじゃないですか、歳入で。現実、予算書では4億円ぐらいでしょ。投資的経費のところでも全然違ってくるじゃないか。これ、直して出すのか、このまま長期総合計画の財政シミュレーションのこの数字で出されるのか、どうなんでしょうね。この時点は10月1日になってますけど、10月1日、半年もたっていないじゃないですか。それ以降に変更があったんですからね。長期総合計画を出されるときにここを見直されるのか、この数字を書き換えるのか、それとも書き換えやんとそのまま出されるのか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 9ページの財政状況でございます。

これは令和2年10月1日現在ということで計上しているものでございまして、町の財政シミュレーションの改定につきましては毎年行っていくということでございますので、今回素案に提出する資料としましては、令和2年10月1日時点のデータということで素案の中に盛り込みをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） あまりにも誤差があるでしょう、数字に。そうしたら、このまま出してええものか。これから4年度、5年度、6年度って出されてますけど、これの信用度が落ちますよね。現状、一番最初の当初の令和3年度でもうこんだけの数字の違いが出ると、本当にこのままいくのかというのはちょっと疑い持ちますよね。地方債にしろ、公債費にしろ、このままでええんか、投資的経費があまりにも、この数字ってほんまに信頼性に欠けると思うんですけどね。そのところはどうか考えているのか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 財政状況についてでございます。

今回、前回第9次の長期総合計画では財政状況というこのページはございませんでした。委員の皆様から、やはり将来的に町財政が厳しいというところもアピールするべきではないかということで、今回、令和2年10月時点ということで財政シミュレーションを載せさせていただいております。当然、7年後にこういった状況になっているかどうかというのは現在ではなかなか正確な数字とはならないというふうに認識しておりますが、財政シミュレーションにつきましては毎年改正をしておりますので、改正して町の広報紙等で周知をしていきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） それは十分理解できるんですけどね。ただ、こういう書いたものというのには残りますからね。あまりにも数字に誤差のないように、慎重に行っていただきたいと思っておりますので。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 財政見通しについてでございます。

今回、議員御指摘の9ページのほうに上げさせていただいております数字につきましては、3年度、4年度、5年度、6年度、7年度の決算見込みというような形で数値を上げさせていただいております。この令和2年10月1日現在、あくまでこの時点の見通しを拾わせていただいておりますけれども、別に財政シミュレーション、議員の皆様方に毎年お示しさせていただいております数字、その辺を基礎にこちらのほうでつくっておるものでございます。ですから、基本的には令和2年9月14日、総務経済常任委員会等でお出ししております資料に基づいてこちらのほうに掲載したような形になってございます。その辺で御理解いただきましたらと思います。よろしくお願いいたします。

〔7番引地稔治君「確認のために」と呼ぶ〕

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 4回目です申し訳ないんですけど、ほんなら決算見通しで書かれていると。ほんなら、今回の場合は当初予算から大幅に変わってくるんですけどね。ほんなら信用性、地方債17億円ぐらいになって、今現在、そんなないんちゃうんかな。投資的経費も大分違うと思

うんですけど、決算見込みではこちらの信用性が十分あるということですね。そこだけ確認させていただきます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 決算見込みにつきましては、その時点時点で数値というのは変わっていくものであろうかというふうに思っております。あくまでこちらで今回お出ししております数字につきましては、令和2年10月時点で見通しを出した数字を記載させていただいてございます。今回、令和3年度予算書との数値の差というような点は当然出てくるものでございますが、やはりそれぞれ事情的なものもございます。令和2年度中でございましたら、起債のほう、緊急防災・減災事業債のほうを詰め込んだ期限がございましたので、そのような状況があったりとか、コロナ関係により財政状況が変わったりだとか、その辺のことは当然出てまいります。あくまで私どもが毎年議員の皆様にお示ししております財政状況の見通し、シミュレーションでございます。そちらに基づいたものをこちらのほうに上げさせていただいているということで御理解いただけましたらと思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開15時。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時40分 休憩

14時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第30号 令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）

○議長（荒尾典男君） 日程第23、議案第30号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第30号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,796万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億1,846万4,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、款1町税から、3ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額126億9,050万4,000円に、補正額で2億2,796万円を追加し、計で129億1,846万4,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から5ページ、款12の諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

款4衛生費の新クリーンセンター建設用地造成事業から款10災害復旧費の町単独農林水産施設災害復旧事業まで、18件の事業で合計金額15億6,873万8,000円を翌年度に繰越し、令和3年度において実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、地域活性化事業から一番下の減収補填債について、地方債の補正前の限度額、計29億9,722万8,000円から2億2,769万6,000円を増額し、補正後の起債の限度額を32億2,492万4,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の9ページの歳出について、それぞれ2億2,796万

円の追加をお願いしてございます。

9 ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金 1 億3,811万3,000円の増額、地方債 2 億260万円の増額、その他 6 万9,000円の増額、一般財源は 1 億1,282万2,000円の減額となっております。

10ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係でございます。

下段の款11地方交付税、目 1 地方交付税、補正額は 2 億1,556万3,000円の追加で、計で34億4,781万8,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

下段、款15国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,459万8,000円につきましては、国においての 1 次補正、6 月の 2 次補正、1 次補正の残予算に係る追加分、合わせて 4 億6,964万8,000円となりますが、予算化していない残分について、事業の財源内訳の変更により予算化するものでございます。

なお、令和 2 年度第 3 次補正分につきましては、令和 3 年度へ繰り越すものとしてございます。

15ページをお願いいたします。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 2 総務費寄附金、節 3 災害復興基金寄附金24万9,000円の増額につきましては、寄附金の実績見込みによるものでございます。

款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金につきましては 1 億円、目 2 減債基金繰入金につきましては 2 億5,000万円をそれぞれ戻入れしております。

16ページをお願いいたします。

款20繰越金、目 1 繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金 1 億4,564万7,000円を計上させていただいております。

款21諸収入、目 1 雑入425万8,000円につきましては、和歌山県との職員の交流事業による本町から派遣している職員の人件費分について、和歌山県から負担金として受け取るものでございます。

17ページをお願いいたします。

款22町債でございます。目 4 農林水産業債から目11減収補填債までで 2 億2,769万6,000円の補正をお願いしております。それぞれ説明欄記載の各事業の財源として借入れを予定しております。

目 4 農林水産業債、2 行目の節 2 地域活性化事業債の30万円の減額につきましては、小規模土地改良事業の口色川の農道整備工事の取りやめによるもの、目 7 消防債の節 1 緊急防災・減災事業債の説明欄、防災行政無線デジタル化整備事業のマイナス5,250万円の減額につきましては、事業費の変更により起債額を減額するものでございます。

また、一番下の目11減収補填債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減

取対策として、令和2年度に限り特別に措置されたものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費の財源内訳の変更につきましては、南大居保育所前の元教員住宅跡地の測量業務について、緊急防災・減災事業債を適用するものでございます。

24ページをお願いいたします。

下段、款8消防費、項1消防費、目6災害対策費、節14工事請負費の5,124万円の減額につきましては、説明欄記載の防災行政無線デジタル化整備事業に係る事業費について、予定していた戸別受信機の台数を5,000台から3,000台に縮減することに伴い、減額するものでございます。戸別受信機につきましては、令和3年2月1日時点での設置件数が2,393件で、今年度の設置を約2,500台と見込んでございます。今回、3,000台を受注生産し、残り500台を在庫として確保する予定でございます。なお、議案第37号で工事請負契約の変更について議決を求める議案を提出してございます。

26ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目8災害復興基金費24万9,000円の増額は、説明欄記載のとおり、受け入れました寄附金を基金に積み立てるものでございます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年度課税分、補正額8,050万5,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ徴収猶予の特例制度が設けられました。町税を1年間猶予する制度でございますが、それに伴い減額するものです。なお、減額した分につきましては、令和3年度に予算計上しています。

次に、項5入湯税、補正額2,100万円の減額は、新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言及びG o T o トラベルの一時停止の影響により入湯客が減少したことによる減額でございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の補正額531万6,000円につきましては、後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金をお願いするものでございます。広域連合納付金の過年度分精算に係る繰出金でございます。

次のページ、20ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金の2万8,000円につきましては、紀南環境衛生施設事務組合への負担金で、本年度分は副管理者及び議員の報酬と費用弁償分を負担するものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金2,333万2,000円、節3障害児通所給付費国庫負担金819万円の増額は、給付費見込額の増額に伴う国庫負担金交付予定額でございます。節4子どものための教育・保育給付費国庫負担金95万円の増額は、説明欄記載のとおり過年度分の額の確定に伴う追加交付によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1障害者自立支援給付費負担金、節3障害児通所給付費負担金は、国費に連動いたします給付費見込額の増加に伴う交付予定額でございます。その次の節4子どものための教育・保育給付費負担金43万9,000円の増額は、説明欄記載のとおり過年度分の額の確定に伴う追加交付によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節16新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金110万円の増額は、児童福祉施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止支援として補助されるものでございます。当初、国の予算の範囲内で1施設当たり40万円を限度とし、保育所のほか、支援センターや学童保育所へ交付されるものでございましたが、通知により限度額が1施設当たり50万円となりましたことから増額をお願いいたします。11施設分を計上しております。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目5町民センター費、節22償還金、利子及び割引料10万8,000円は、令和元年度、地方改善施設費補助金の実績額確定に係る返納金でございます。

目7障害者福祉費、節19扶助費3,055万9,000円の増額は、利用実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節22償還金、利子及び割引料421万円の増額は、令和元年度分障害者自立支援給付費国庫負担金、障害者医療費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金の実績額確定に係る返納金でございます。国庫支出金返納金及び県支出金返納金でございます。

20ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節10需用費90万円の増額は、増額される補助金により新

型コロナウイルス感染拡大防止のため、各町内保育所及び学童保育所で使用するマスクや消毒液を購入するための消耗品でございます。節18負担金、補助及び交付金20万円は、消耗品などを購入いたします町内私立保育所への補助金でございます。1施設当たり10万円を交付するものでございます。節22償還金、利子及び割引料210万2,000円の増額は、令和元年度子ども・子育て支援交付金の実績額確定に係る返納金でございます。国庫支出金返納金及び県支出金返納金でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款13分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3小規模土地改良事業費分担金25万円の減額につきましては、説明欄記載の口色川農道整備事業で一部住民の健康状態に配慮し工事を見合わせる事となり、減額をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節5中山間地域等直接支払事業費補助金、補正額17万1,000円につきましては、色川集落協定と高津気集落協定に対する補助のうち、高津気集落協定に集落戦略を策定し、新たに加算を受けたことに対する国、県の補助を受けるものでございます。節7小規模土地改良事業費補助金50万円の減額につきましては、口色川農道整備事業で一部住民の健康状態に配慮し工事を見合わせる事となり、減額をお願いするものでございます。節12農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金、補正額167万7,000円につきましては、有害鳥獣捕獲の報償金に対する国、県の補助を受け入れるものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の中山間地域等直接支払事業補助金、補正額22万9,000円の増額につきましては、高津気集落協定で今年度から集落戦略策定に取り組むことにより2割の加算を取得したことから補正をお願いするものでございます。

目6小規模土地改良事業費、節12委託料、補正額100万円の減額につきましては、歳入でも御説明させていただきましたが、工事中止による減額をお願いするものでございます。

項2林業費、目2林業振興費、節7報償費、補正額283万9,000円の増額につきましては、令和3年1月に猿30頭、鹿115頭と、例年以上に捕獲数が増加しました。12月にも補正をお願いいたしましたが、2月、3月の捕獲頭数として、鹿220頭、猿60頭の捕獲見込みにより報償費の補正をお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。

項3水産業費、目1水産業総務費、節14工事請負費622万6,000円の減額につきましては、当



初、キュービクルを設置する予定でしたが、設置場所も含め、電気事業者に再度精査を依頼したところ、ケーブルブレーカーで調整できるとのことから、今回事業費の確定による減額をお願いするものでございます。

目2水産振興費、節27繰出金3,000万円につきましては、説明欄記載の勝浦地方卸売市場事業費特別会計へ繰り出すもので、特別会計で詳細を説明させていただきます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係につきまして御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援基金寄附金730万円につきましては、ふるさと納税による寄附金の増加分を見込み、計上させていただいております。

続きまして、18ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費365万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、ふるさと納税に係る費用でございまして、節10需用費の消耗品費180万円は、御寄附をいただいた方への返礼品に係る費用でございまして、節11役務費185万円のうち、通信運搬費85万円は返礼品の送料で、下の手数料100万円は寄附に係る取扱手数料でございまして。

22ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費につきましては、財源内訳の変更を行うものでございます。

23ページをお願いします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費につきましては、財源内訳の変更を行うものでございます。

続きまして、26ページをお願いします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費36万5,000円と、目6まちづくり応援基金費328万5,000円につきましては、ふるさと納税に係る寄附金について、備考欄記載の基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

11ページ、下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料、節4建設残土処理場使用料、補正額6,050万円の減額をお願いするものでございます。国の直轄砂防事業及び和歌山県と本町によ

ります災害復旧工事に伴う搬入土砂受入れの減少によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款6 商工費、項2 観光費、目3 公園費につきましては、説明欄記載のとおり北浜公園手洗い場整備事業の財源内訳の変更のみで、補正前の額に変更はございません。

下段をお願いいたします。

款7 土木費、項1 土木管理費、目2 大谷地区残土処理場整備事業費、補正額644万6,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、土砂搬入量の減少に伴い、整地作業用大型掘削機械油圧ショベルの部品交換代及び燃料代等の需用費と、整地作業日数の減による委託料の減額でございます。

24ページをお願いいたします。

項2 道路橋梁費、目2 道路新設改良費につきましては、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで、補正前の額に変更はございません。

続きまして、項3 河川費、目2 河川改良費につきましても、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで、補正前の額に変更はございません。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

歳入です。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目6 教育費国庫補助金、補正額400万円は、節7 学校保健特別対策事業費補助金で、コロナウイルス感染拡大のリスクを最小限にするため、学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入経費など、また夏期休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、新型コロナウイルス感染症対策等にも資する研修等に参加するために必要な経費等に補助されるものでございます。小・中学校1校当たり基準額80万円の2分の1の補助金を受け入れるもので、小学校6校、中学校4校、計10校分に係る補助金でございます。

25ページをお願いいたします。

歳出です。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、補正額375万5,000円と、1つ下の項3 中学校費、目1 学校管理費、補正額276万円のうち、節10 需用費、消耗品費につきましては、消毒液、消毒ディスペンサー等、また中学校費においては、デジタル教科書を購入するものです。また、節17 備品購入費につきましては、分散授業のための机、椅子の購入や、ICTを活用した授業のため、教材となる動画を編集するためのパソコンの購入、その他空気清浄機やテントなど、それぞれ学校の実情に応じて必要となる備品を購入するものです。

項2 小学校費、目2 教育振興費、補正額104万5,000円と、1つ下の項3 中学校費、目2 教育

振興費、補正額44万円につきましては、それぞれ説明欄記載のオンライン講座利用料で、教師等に対するオンライン研修を実施するものです。

26ページをお願いいたします。

項4 社会教育費、目2 公民館費、補正額2億83万2,000円につきましては、天満公民館の建て替えに係る工事請負費1億9,817万6,000円と備品購入費265万6,000円でございます。

お配りしております教育委員会関係資料を御覧ください。

新施設は、鉄骨造3階建てとなります。

1枚目は配置図でございます。身体障害者用駐車場が1区画と、一般用駐車場が10区画となっております。町道側に、屋上への屋外階段を設置します。図面左下のヨド物置3台につきましては、天満区において区備品を保管する倉庫でございます。

次のページをお願いいたします。

1階平面図でございます。主な設備は、玄関及び玄関ホール、多目的ホール、湯沸かし室、男女トイレ及び多目的トイレとなっております。

次のページをお願いします。

2階の平面図でございます。主な設備は、会議室が2部屋と書庫となっております。書庫につきましては、古文書などを整理する予定でございます。

次のページをお願いします。

3階の平面図でございます。防災用倉庫が2部屋となっております。

次のページをお願いします。

屋上の平面図でございます。屋上は、津波避難場所として約70平米、最大140名が避難可能となっております。

次のページは、各方向からの立面図でございます。

議案書にお戻りください。

節17備品購入費につきましては、会議室で使用する長机28台と椅子80脚、椅子用台車4台、ホワイトボード2台、消火器3台を購入予定でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第31号 令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）

○議長（荒尾典男君） 日程第24、議案第31号令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第31号について御説明いたします。

議案第31号令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,843万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,754万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款1国民健康保険税から款5県支出金までの補正で、歳入合計、補正前の額25億3,597万5,000円から補正額2億8,843万4,000円を減額し、計22億4,754万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2保険給付費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計と、5ページの歳出合計は同額でございます。5ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、全額国県支出金となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の補正額259万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免分で、26人分の追加申請によるものでございます。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、目6災害等臨時特例補助金の補正額259万5,000円につきましては、今回の国民健康保険税の減額分について、追加で補助を受け入れるものでございます。

款5 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金の補正額2億8,843万4,000円の減額につきましては、普通交付金の見込みによる減額で、医療費の減による療養給付費の減額見込みによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費2億2,460万円の減額と、目3 一般被保険者療養費の150万円の減額、そして款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費の6,233万4,000円の減額につきましては、それぞれ実績見込みによる減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 議案第32号 令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算 (第3号)

○議長（荒尾典男君） 日程第25、議案第32号令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第32号について御説明いたします。

議案第32号令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ535万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,526万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款3繰入金と款4繰越金の補正で、歳入合計、補正前の額5億1,991万円に補正額535万8,000円を追加し、計5億2,526万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計と5ページの歳出合計は同額でございます。5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、全額一般財源でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4その他一般会計繰入金の531万6,000円につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の過年度精算分に係る一般会計からの繰入金の補正をお願いするものでございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の4万2,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

7ページ、歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の補正額535万8,000円につきましては、過年度保険料の精算分に係る追加の負担金を広域連合に支払うため、補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第33号 令和2年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（荒尾典男君） 日程第26、議案第33号令和2年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 議案第33号について御説明申し上げます。

令和2年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ556万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込額による歳入歳出予算額の調整と、剰余金見込額を奨学基金へ積み立てるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4繰越金と款5諸収入の補正により、歳入合計、補正前の額412万円、補正額144万7,000円、計556万7,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費と款2奨学金貸与事業費の補正により、歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額は144万7,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額77万2,000円は、前年度繰越金です。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入、補正額67万5,000円は、一括償還が1件あったことにより増額するものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額420万7,000円は、奨学基金に積立てを行うものです。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費、補正額276万円の減額は、貸付実績による減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 議案第34号 令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算 (第2号)

○議長（荒尾典男君） 日程第27、議案第34号令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 議案第34号について御説明いたします。

令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、補正せずでございます。

今回の補正予算の概要は、市場事業費特別会計におきまして、公営企業債及び過疎対策事業債を起債として予算を計上しておりましたが、和歌山県市町村課との協議により、市場事業費特別会計で公営企業債と一般会計で起債することとなり、財源内訳の変更を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4町債、項1町債、補正前の額6,000万円に補正額3,000万円減額し、計で3,000万円とするものでございます。



款5繰入金、項1一般会計繰入金、補正額3,000万円追加し、計で3,000万円とするものでございます。

財源内訳の変更のため、歳入合計の額に変動はございません。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、過疎対策事業債で3,000万円減額し、補正後の限度額を0円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括でございます。歳入合計の補正前の額8,155万4,000円、補正額0円、計で8,155万4,000円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4町債、項1町債、目1過疎対策事業債につきましては、3,000万円を減額するものでございます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては3,000万円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 1点ちょっと確認させていただきたいんですけども、前にも私ちょっとお聞きしたことがあるんですが、今回の予算措置におきまして、過疎債分は本町の一般会計のほうで償還をしていくと。ここの市場特別会計の企業債の部分、これの償還についてはもう県漁連のほうから受け入れて支払うということで理解してよろしいのでしょうか。その点、お伺いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） お答えします。

県漁連さんからは、実質負担分だけの2分の1で受け入れる予定にしています。

以上です。

- 議長（荒尾典男君） 1番城本君。
- 1番（城本和男君） その実質負担分というのはちょっと表現が分かりづらいんですけども、この市場会計で借りた企業債分の償還は県漁連から受入れして償還すると。一般会計分の過疎の分は町が償還ということですね。それだけちょっと確認したかったんです。
- 議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。
- 農林水産課長（西 真宏君） お答えします。  
議員さんおっしゃるとおりでございます。
- 議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。  
討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 議案第35号 令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）

- 議長（荒尾典男君） 日程第28、議案第35号令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
病院事務長下君。
- 病院事務長（下 康之君） 議案第35号令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。  
1ページをお願いいたします。  
第1条、令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
第2条、令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。  
収入でございます。

第1款、病院事業収益、既決予定額23億6,737万円に補正予定額6,448万7,000円を追加し、計24億3,185万7,000円。

第1項、医業収益、既決予定額18億4,585万4,000円に補正予定額1,948万7,000円を追加し、計18億6,534万1,000円。

第2項、医業外収益、既決予定額5億2,034万6,000円に補正予定額4,500万円を追加し、計5億6,534万6,000円とするものです。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額24億4,974万3,000円に補正予定額2,066万円を追加し、計24億7,040万3,000円。

第1項医業費用、既決予定額23億6,787万6,000円に補正予定額、同じく2,066万円を追加し、計23億8,853万6,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

2ページは、予算に関する説明書実施計画となっております。1ページの内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

3ページは、実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益、補正予定額2,398万6,000円は、実績見込みによる増額で、医師等医療スタッフの増員による入院患者や手術件数の増加に伴い、当初の見込みより増収となる予定です。

続いて、目2外来収益、補正予定額449万9,000円の減額につきましても実績見込みによるもので、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控え等の影響により患者数が当初の見込みを下回ったため減額をお願いするものです。

続いて、項2医業外収益、目8補助金、補正予定額は4,500万円で、説明欄記載のインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金を受け入れるものです。この補助金は、例年、インフルエンザが流行する10月から翌年3月までの期間に新型コロナウイルス感染症疑いを含め、多数の発熱患者が発生することが予想されることから、医療機関が適切に診療・検査を提供できる体制を整備するための補助金で、発熱外来を通常の診療スペースと分離し、発熱患者用の患者動線を確保するなどの条件を満たした医療機関に交付されるものです。発熱外来の開設時間や実際の患者数に応じて交付額が決定されます。

続いて、4ページをお願いいたします。

支出の部です。

款1病院事業費用、項1医業費用、目4材料費、補正予定額は2,066万円で、先ほど収益でも申し上げたとおり、入院患者や手術の増加により材料費の支出が増えていることから、診療材料費1,900万円及び給食材料費166万円の増額をお願いするものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 議案第36号 那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について

○議長（荒尾典男君） 日程第29、議案第36号那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 議案第36号について御説明いたします。

〔議案第36号朗読〕

円満地公園の指定管理につきましては、令和3年3月31日をもって指定の期間が満了いたしますので、令和2年12月21日から令和3年1月25日の間、町ホームページ掲載と地元紙において募集をかけさせていただきました。その結果、応募者は1社のみで、提出された計画書等の書類を審議いたしました結果、議案のとおりお願いするものでございます。

なお、今回の指定管理者につきましては、前回の法人で円満地公園の管理運営を行っていた方でございます。公園の維持管理等の業務は良好に遂行され、経営状況におきましてもおおむね良好で、自主事業にも健全で前向きな姿勢が見られ、地域貢献にも期待されることから適任であると考え、指定管理の指定をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 議案第37号 防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の変更について

○議長（荒尾典男君） 日程第30、議案第37号防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第37号について御説明申し上げます。

〔議案第37号朗読〕

令和元年6月臨時議会で御可決賜りました防災行政無線デジタル化整備工事請負契約につきましては、2か年事業により令和3年3月31日をもって完了となりますが、本工事において予定していた戸別受信機の台数について5,000台から3,000台に縮減することに伴い、契約金額の変更をお願いしたく議会の議決をお願いするものでございます。議案第30号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）で御説明申し上げましたが、戸別受信機につきましては令和3年2月1日時点での設置件数が2,393件で、今年度の設置を約2,500台と見込んでございます。今回3,000台を受注生産し、残り500台を在庫として確保する予定でございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 議案第38号 消防・防災センター用地造成（2号調整池）工事請負契約の変更 について

○議長（荒尾典男君） 日程第31、議案第38号消防・防災センター用地造成（2号調整池）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第38号について御説明申し上げます。

〔議案第38号朗読〕

2号調整池は豪雨時、消防・防災センター造成地からの排水対策としてわかば保育園付近の町道から消防・防災センター敷地に上がる建設中の進入道路に接する消防・防災センターの麓に設置するものでございますが、調整池壁面コンクリート構造物、高さ3メートル、標準長さ2メートルの大型L型ブロックを据え付けるに当たり、掘削の結果、既設町道水路コンクリートの状態が老朽化のため破損するおそれが出てまいりました。したがって、今回、既設水路を取壊し、場所打ちコンクリート水路、延長41.2メートルの追加施工をすることで、調整池コンクリート構造物が地震時などにわかば保育園側町道に転倒しないよう安定させるためと、長さの異なる大型ブロックを曲線的に配置する関係から、当初設計のモルタル目地材に加え、地震時のモルタル目地剥離によるブロックずれ防止のため、より水密性の高い防水性の樹脂性目地材延べ272.2メートルを追加する工事請負増額の変更をお願いするものでございます。

配付させていただいておりますA3サイズ横置き排水溝構造図を御覧ください。

赤色着色部分が追加施工をお願いします場所打ち水路施工部分でございます。

なお、契約工期は令和3年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 議案第39号 財産の取得について

○議長（荒尾典男君） 日程第32、議案第39号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第39号について御説明申し上げます。

〔議案第39号朗読〕

本議案につきましては、令和2年第4回定例会におきまして御承認賜りました備品購入費に係る補正予算で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所となっている小・中学校の体育館に、可搬型の空調機器と非常用可搬型の発電機を配備する事業に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

入札につきましては、令和3年2月10日に行っております。3社による入札で、株式会社アマミが落札となっております。2月12日に仮契約を交わしているところでございます。

なお、納入期限は令和3年3月31日となっております。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 議案第40号 権利の放棄について

○議長（荒尾典男君） 日程第33、議案第40号権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第40号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第40号朗読〕

平成27年7月31日付で大阪市にごじます法律事務所より本町建設工事入札指名業者英進工業株式会社の自己破産申立てを受任し、近日中に破産申立てを行う旨、債権者宛て弁護士介入通知書が本町に届きました。そして、同年8月3日、英進工業株式会社から現在、請負契約を締結している工事について、経営不振のため工事続行不能の届けがあり、契約解除の申入れがございましたので、翌8月4日付で請負契約を解除し、請負契約第44条の規定により契約が解除された場合等の違約金、請負代金の10分の1に相当する額を請求することにいたしました。その後、平成28年1月18日付で和歌山地方裁判所より債務者英進工業株式会社、申立て年月日平成27年12月26日の破産手続開始の通知がございましたので、本町顧問弁護士に債権の確定と相手方破産管財人弁護士へ債権請求の手続並びに債権者集会への出席や訴訟行為等を委任し、平成28年2月10日、債権額1,252万9,150円の請求を行いました。それからは、何度かの債権者集会や採算状況報告会を経まして、令和2年2月7日付、破産管財人から本町顧問弁護士宛てに令和2年1月30日、簡易配当実施について裁判所の許可がなされた旨の通知がございました。そして、その通知内容には、全ての債権額に対し各債権者へ配当可能な額の総額は、その10分の1にも満たないものとなってございまして、本町への配当見込額は110万543円がございました。なお、配当について、期限内に裁判所に異議申立て可能ではございましたが、顧問弁護士に相談しましたところ、配当額が減少し、支払い日時が遅れる可能性と町の手続費用負担のみが増えるだけで、これ以上の回収は困難と判断され、令和2年3月16日に配当金を受け入れた後、4月17日をもって和歌山地方裁判所の破産手続が終結となりましたので、残りの債権について権利の放棄を行いたく議案を提出させていただいた次第でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。



討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 議案第41号 監査委員の選任について

○議長（荒尾典男君） 日程第34、議案第41号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第41号について御説明申し上げます。

〔議案第41号朗読〕

今回の選任同意につきましては、現監査委員の鈴木義利氏から一身上の都合により令和3年3月31日をもって監査委員を辞職したいとの申出がございましたので、その後任として新たに濱口幸洋氏を同委員として選任いたしたく同意をお願いするものでございます。

濱口氏は大学を卒業後、昭和47年6月、和歌山県に入職され、東牟婁県事務所、会計課長補佐、税務課長、東牟婁振興局県民行政部副部長を歴任され、和歌山県立なぎ看護学校を最後に退職されております。現在は無職でございます。県職員として長年にわたり当地方の行政に尽力され、財務管理に精通した豊富な経験と高潔な人柄により本町監査委員として適任であるものと考えますので、どうか御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、御同意いただきましたなら、任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日の4年間となります。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第35 発議第2号 那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則

○議長（荒尾典男君） 日程第35、発議第2号那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則を議題とします。

局長より発議第2号を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君）

〔発議第2号朗読〕

次のページをお願いいたします。

改正の条文となっております。

第2条は、欠席の届出について定めたものです。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条は、請願書の記載事項等について定めたものです。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則、この規則は令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 提案理由を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たって諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。よろしく願いします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時25分 散会